

介護保険事業計画の進捗状況について

国は、介護保険事業計画に記載された事業内容のすべてについて、進捗管理を実施することが望ましいとしており、特に、保険者機能を発揮するために不可欠な下記の3つの事項については、必ず進捗管理を実施するよう求めている。

- 第7期計画の施策の進捗
- サービス見込み量の進捗
- 保険者機能強化推進交付金の指標に係る取組みの達成状況の進捗状況

1. 第7期計画の施策の進捗について

介護保険法により法定評価項目とされた施策

- ① 自立支援
- ② 介護予防・重度化防止
- ③ 介護給付等費用適正化

については、評価指標を設定して進捗管理を行うこととする。

設定する指標に係る着眼点や目標値について審議・検討

それ以外の施策については、従来通り取組み状況を振り返り、今後の取組みを検討することにより進捗管理を行う。

重要な施策に係る課題と今後の目標について審議・検討

2. サービス見込み量の進捗について

第7期計画においては、各サービスの利用人数や給付費等の見込み量を算出しており、この見込み量と実績値とを比較し、サービス見込み量の進捗管理を行う。

利用人数や給付費の推移を把握・検証

3. 保険者機能強化推進交付金の指標に係る取組みの達成状況の進捗について

「保険者機能強化推進交付金」の算定で使用する「高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組みの達成状況に関する指標」を活用し、本市の取組みの進捗管理を行う。

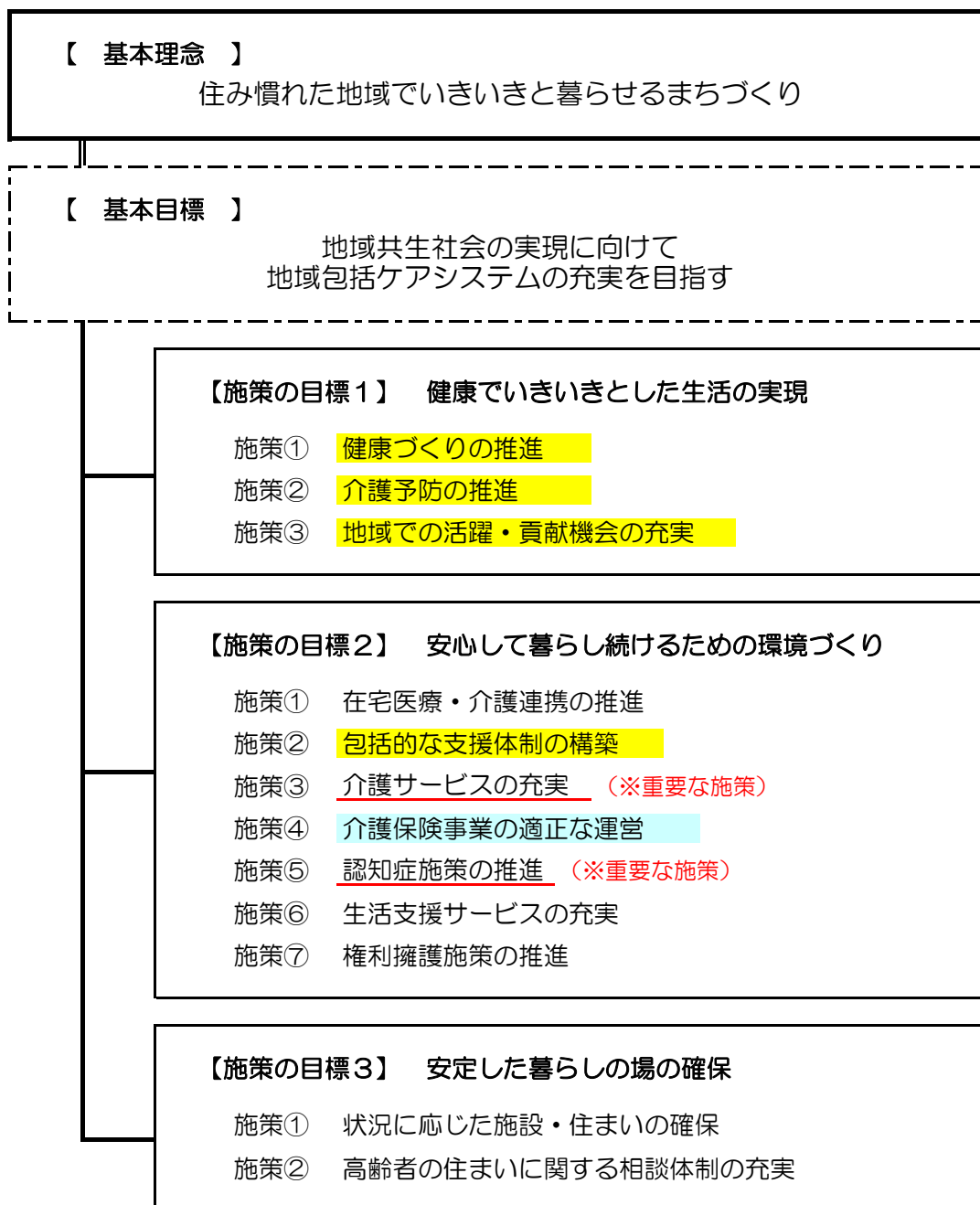
本市の特性と強み・弱みを理解し、今後の重点的項目を審議・検討

第7期計画における法定評価項目の評価指標

第7期計画では、基本理念と基本目標、施策目標を定め、その実現に向けて12の施策を策定

そのうち、介護保険法第117条で進捗管理が義務化された法定評価項目を含む施策

- … 自立支援、介護予防・重度化防止
- … 介護給付等費用適正化



取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0101 健康づくりの推進
-----------	----------------------

現状と課題

- 健康の大切さを理解し、健診を受けて、健康な状態の維持・向上に取り組む人を増やす必要があります。
- 特定健診の結果が基準値以上の人が、必要な治療を受けたり、生活習慣の改善に取り組むことが求められています。
- がんの罹患率及び死亡率が依然として高いため、がん検診を受診することにより、早期発見・早期治療につなげ、身体機能を維持させる必要があります。
- 高齢者の運動器機能の低下の防止と閉じこもりを予防するため、地域で自発的に運動や交流に取り組み、活動的な生活習慣を継続する人を増やす必要があります。
- 生活習慣病などの疾患の理解や予防に関する正しい知識を持ち、健康的な生活習慣を身に着けた人を増やす必要があります。

第7期における具体的な取組

1. 生活習慣病の発症と重症化の予防

健康的な食習慣の普及、運動習慣の定着、こころの健康づくり、禁煙の推進と適正飲酒、歯と口の健康維持、がんの早期発見・早期治療、特定健診の受診と保健指導の充実、予防接種に取り組みます。

2. 地域での健康づくりの推進

「しゃんしゃん体操」や認知症予防の「しゃんしゃんコグニサイズ」の普及、健診受診の啓発、ウォーキングなど健康づくり活動の普及、健康的な食習慣の推進、「ふれあいデイサービス」などの地域の地区組織と協働で健康づくりの効果的な取り組みについて検討します。

目標（事業内容、指標等）

1. 生活習慣病の発症と重症化の予防

①国保特定健診	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)
受診率 [目標]	—	35.0%	40.0%	45.0%
[実績]	33.5%	33.8%	33.5%	

②国保特定保健指導	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)
実施率 [目標]	—	45.0%	47.5%	50.0%
[実績]	41.4%	40.5%	39.7%	

※①②の実績値は年度末現在のもので、国の特定健診・特定保健指導実績報告（調査時点：11月1日）の数値とは一致しません。

2. 地域での健康づくりの推進

①しゃんしゃん体操の普及啓発	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)
啓発実施回数 [目標]	—	2,100	2,150	2,200
[実績]	2,102	2,062	2,087	

②健康出前講座の実施	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)
------------	-------	-------	------	-------

開催回数 [目標]	—	210	220	230
[実績]	237	200	201	
	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)
延べ参加者数 (人) [目標]	—	4,300	4,400	4,500
[実績]	4,949	4,802	5,130	

※①②の実績値は年度末現在のもの。また健康出前講座の実績値は中央保健センター（現：健康・子育て推進課）が健康増進事業により実施したもの。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和元年度
----	-------

(実績評価)

実施内容	
1. 生活習慣病の発症と重症化の予防	
① 国保特定健診	受診率:33.5%
② 国保特定保健指導	実施率:39.7%
2. 地域での健康づくりの推進	
① しゃんしゃん体操の普及啓発	[実施回数：2,087回]
地域の身近な公民館や集会所等で定期的な開催や、イベント時(納涼祭や運動会等)等の機会に、しゃんしゃん体操普及員が指導者となって、しゃんしゃん体操を実施しています。運動器に加えて、口腔機能、認知症予防等7種類あり、楽しみながら実施できています。	
② 健康出前講座の実施	[開催回数：201回 延べ参加者：5,130人]
内容は生活習慣病予防のため、疾患の理解や、食事、運動、歯周疾患対策、睡眠、早期発見のための健診のすすめ等がありました。	
自己評価結果 (※評価指標を定めていない項目は記載しない。)	
1. 生活習慣病の発症と重症化の予防	
① 国保特定健診	受診勧奨や未受診者には再勧奨を行ったが、受診率は目標値に届きませんでした。 (目標 40.0%/実績 33.5%、参考：H30 年度実績 33.8%)
② 国保特定保健指導	対象者の約9割にアプローチし利用勧奨を行ったが、希望者が少なく、実施率は

目標値に届きませんでした。(目標 47.5% / 実績 39.7%)

2. 地域での健康づくりの推進

- ① しゃんしゃん体操の普及
しゃんしゃん体操普及員の中には、高齢化による身体状況悪化等を理由に、活動を休止する人があり、啓発実施回数が減少しました。(目標 2,150 回 / 実績 2,087 回)
- ② 健康出前講座の実施
健康教育の回数は微増だったが、延参加者数は目標に達し、多くの人に啓発することができました。(開催回数 目標 220 回 / 実績 201 回)
(延べ参加者数 目標 4,400 人 / 実績 5,130 人)

課題と今後の取組

1. 生活習慣病の発症と重症化の予防

- ① 国保特定健診
 - 引き続き、定期的に健診を受けることの大切さを国保被保険者に啓発するとともに、休日に受診できる機会を確保する等、対象者のニーズや利便性を考慮したきめ細かな実施に取り組んでいきます。
- ② 国保特定保健指導
 - 実施率の向上に向けて、次年度は家庭訪問による保健指導を、継続して重点的に取り組んでいきます。
 - 保健指導を利用しないものの自分なりに生活習慣の改善を行いたいと考えている健診受診者は多いため、引き続き健康管理に有効な啓発を健診受診者に行っていきます。

2. 地域での健康づくりの推進

- ① しゃんしゃん体操の普及
 - 新たな普及員を養成し、地域での啓発活動を安定的に実施することが必要と考えます。普及員同士のつながりの醸成や、普及員が積極的に活動を行い、普及員活動を継続していけるような支援の体制について検討します。
- ② 健康出前講座の実施
 - 健康出前講座の際には、健康づくりの大切さとともに定期的な健診受診と早期発見の大切さを伝えています。
 - 次年度は、参加者への聞き取りやアンケート等を実施し、健康づくりの関心度や意識の変化等評価指標にすることを検討します。
- ③ 地域活動の推進
 - 地域の身近な場所で気軽に健康づくり活動に参加できるよう、地域の組織や団体との連携を強化し更なる取組が必要。
 - 地区住民であればだれでも利用できる身近な集いの場である「ふれあいデイサービス」の更なる活用・発展を図る。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0102 介護予防の推進
----	--------------

現状と課題

- 要支援者等の状態に応じ、適切かつ効果的な支援を行うことで、自立支援・重度化防止の効果を高めることが求められています。
- 地域の中で継続的に介護予防活動を行うための環境整備の必要があります。
- 加齢に伴い虚弱になっても、継続して参加できる活動を広げる必要があります。
- 高齢者自身の力を活かし、担い手となることで自分自身の生きがいや介護予防にもつなげる必要があります。
- 閉じこもりなど活動に参加しない高齢者を把握し、何らかの活動につなげる必要があります。
- 介護予防の必要性について、市民の理解・浸透を図る必要があります。

第7期における具体的な取組

- 1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進**
鳥取市訪問介護相当サービスと鳥取市通所介護相当サービスの必要なサービス提供量の確保、介護予防ケアマネジメントの実施、多様な介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。
- 2. 介護予防普及啓発の推進**
健康づくりなどに関する情報提供、介護予防運動教室「おたっしゃ教室」の推進、地域で運動教室に参加できる環境の充実に取り組みます。
- 3. 地域の通いの場の充実**
「ふれあい・いきいきサロン」の開催支援、サロンの開設支援や魅力あるサロンづくりの支援に取り組みます。
- 4. 地域リハビリテーションの推進**
リハビリ専門職による介護支援専門員等の技能向上への支援、集いの場の介護予防効果の向上と魅力向上に向けた支援に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進				
①多様な介護予防・生活支援サービスの創設				
	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)
A型サービス [目標]	—	検討	実施	実施
	[実績]	検討	検討	延べ提供回数 57回
C型サービス [目標]	—	検討	モデル実施	実施
	[実績]	検討	検討	延べ利用者数 8人

2. 介護予防普及啓発の推進

①介護予防出前講座の実施 (H29) (H30) (R元) (R02)

開催回数 [目標] - 375 380 387

[実績] 368 382 295

参加者数 [目標] - 7,680 7,830 7,980

[実績] 7,533 7,445 4,825

※介護予防出前講座の実績値は地域支援事業により実施したものの。

②運動教室「おたっしゃ教室」の実施 (H29) (H30) (R元) (R02)

参加者数 [目標] - 500 500 500

[実績] 452 472 471

3. 地域の通いの場の充実

①ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援

(H29) (H30) (R元) (R02)

開催個所数 [目標] - 385 424 467

[実績] 346 384 405

(H29) (H30) (R元) (R02)

月平均開催回数 [目標] - 前年度以上

[実績] 1.44 1.72 2.00

※ふれあい・いきいきサロンを増やし、1月当たり平均開催回数を前年度以上とする。

4. 地域リハビリテーションの推進

①介護事業者の質の向上支援 (H29) (H30) (R元) (R02)

指導回数 [目標] - 100 110 120

[実績] 79 98 123

②住民主体の集いの場の充実支援 (H29) (H30) (R元) (R02)

指導回数 [目標] - 20 30 40

[実績] 32 13 4

③市民啓発 (H29) (H30) (R元) (R02)

啓発回数 [目標] - 20 30 40

[実績] 31 22 9

出前講座への
移行による減

目標の評価方法

● 時点

中間見直しあり

実績評価のみ

● 評価の方法

○ 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。

○ その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和元年度
----	-------

(実績評価)

実施内容
1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
① 多様な介護予防・生活支援サービスの創設
(1) A型サービス
[実施概要] 身体機能の維持及び認知症予防の短時間プログラムを提供する本市独自の介護予防サービスを実施
[サービス名] 通所型サービスA (鳥取市通所型基準緩和サービス)
[開始時期] 令和元年10月からサービス提供開始
[延べ提供回数] 57回
(2) C型サービス
[実施概要] リハビリ専門職が運動機能の向上に特化したプログラムを3～6ヶ月間集中的に提供する本市独自の介護予防サービスを実施
[サービス名] 訪問型・通所型サービスC (鳥取市訪問型短期集中予防サービス及び鳥取市通所型短期集中予防サービス)
[開始時期] 令和元年11月からモデル事業としてサービス提供開始
[延べ利用者数] 8人
2. 介護予防普及啓発の推進
① 介護予防出前講座を実施
[講座内容] 運動器機能の向上や口腔、栄養等の介護予防や認知症に関する講話を実施
[講座時間] おおむね1時間程度(内容による)
[講師] 保健師や理学療法士、健康運動指導士等
[開催方法] 高齢者団体等からの申込みに応じて、地区の集会施設等で開催 ※長寿社会課(包括含む)と中央保健センター、総合支所保健師、委託事業者により実施
[開催回数] 295回
[延べ参加者数] 4,825人
② 運動教室「おたっしゃ教室」の実施
[教室内容] 主に椅子に座りながら運動、栄養、口腔の機能改善のための講話を実施

[開催日程] 毎週 1 回×3 ヶ月 (計 12 回) を 1 コース
[開催時間] 1 回あたり 90 分
[利用料] 500 円/回 必要に応じて送迎あり
[開催教室数] 57 教室
[実参加者数] 471 人
[延べ参加者数] 4,217 人

3. 地域の通いの場の充実

- ① ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援
[サロン開催箇所数] 405 箇所
[サロン開催回数] 延べ 9,725 回

4. 地域リハビリテーションの推進

- ① 介護事業者の質の向上支援
- (1) 機能訓練方法の指導
通所介護 2 件
 - (2) アセスメント指導
居宅 2 件・地域包括支援センター 43 件
 - (3) ケアマネジメント指導
小規模多機能 14 件・居宅 6 件・地域包括支援センター 9 件・
地域ケア会議 3 件
 - (4) サービス担当者会議 (ケアプラン原案) への助言
地域包括支援センター 1 件
 - (5) 地域密着型サービスの運営推進会議での助言 4 件
 - (6) 介護事業者研修会への講師協力 4 件
- ② 住民主体の集いの場の充実支援
- (1) 運動方法指導
老人クラブ 2 件
 - (2) しゃんしゃん体操普及員の養成指導 2 件
- ③ 市民啓発
- (1) リハビリ専門職の知見による啓発 1 件
 - (2) 運動方法指導 (座学) 8 件

出前講座への
移行による減

自己評価結果 (※評価指標を定めていない項目は記載しない。)

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

A型サービス、C型サービスの創設検討を行い、いずれのサービスも令和元年度に実施しました。

A 型サービス (目標 実施/実績 延べ提供回数 57 回)

C 型サービス (目標 モデル実施/実績 延べ利用者数 8 人)

2. 介護予防普及啓発の推進

- ① 介護予防出前講座
開催回数、参加者数ともに目標に届きませんでした。
(開催回数 目標 380回/実績 295回)
(参加者数 目標 7,830人/実績 4,825人)
- ② 運動教室「おたっしゃ教室」
参加者数は目標に届きませんでした。前年度とほぼ同数となっています。
(目標 500人/実績 471人、参考：H30年度実績 472人)

3. 地域の通いの場の充実

- ① ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援
開催箇所数は、目標値には届きませんでした。前年度を上回りました。
(目標 424回/実績 405回 参考：H30年度実績 384回)
月平均開催回数は、目標を上回りました。
(目標 1.72回/実績 2.00回)

4. 地域リハビリテーションの推進

- ① 介護事業者の質の向上支援
実施回数は目標を上回りました。
(目標 100回/実績 123回、参考：H30年度実績 98回)
- ② 住民主体の集いの場の充実支援
介護予防出前教室事業への移行により、実施回数は目標を下回りました。
(目標 30回/実績 4回)
- ③ 市民啓発
介護予防出前教室事業への移行により、実施回数は目標を下回りました。
(目標 30回/実績 9回)

課題と今後の取組

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ① 多様な介護予防・生活支援サービスの創設
 - 適切なサービスに繋げやすくするため、基準緩和型サービス（A型サービス）、短期集中予防サービス（C型サービス）、従前相当サービスの活用ケースを整理する必要がある。このことにより、予防効果の更なる向上に取り組む。
 - 介護予防ケアマネジメントを行う担当職員のスキルアップが必要。
 - (1) A型サービス
 - 適切なケアマネジメントに基づき、虚弱な高齢者に通所型サービスAを利用してもらうことで、介護予防の効果を高めていくことが必要となります。
 - その前提として、介護事業者に通所型サービスAの普及を図る必要があります。
 - 次年度は、事業者説明会を開催して周知を図り、指定手続きを進めるとともに、サービス利用計画を作成する介護支援専門員等にサービス内容の浸透を図り、適切なケアマネジメントに基づき利用が行われるよう取り組んでいきます。

(2) C型サービス

- モデル事業として実施しているところですが、事業の対象者の選定に苦慮し、利用者を増やすことが今後の課題となっています。
- 各介護予防施策サービスの対象者像を明確にし、利用者に適切な介護予防サービスが実施できるよう検討していきます。
- モデル事業として実施する中で内容の更なる検討を行い、提供プログラムの内容や運営方法を委託事業者と共に検討していきます。
- また、ケアマネジメントを地域包括支援センターの専門職で行い、委託事業者との連携方法や、利用者に対して介護予防に取り組むための動機付けの仕方、サービス期間終了後、利用者が介護予防の取り組みを継続するための方法等について検討していきます。
- 利用者を増やした上で、C型サービスを全市域へ展開することが必要です。

2. 介護予防普及啓発の推進

① 介護予防出前講座

- 住民からの要請を待って出向くことが多く、主体的に啓発を行えていない現状があります。地域の病院や介護施設などが行う出前講座を案内することも多くなっていました。
- 10月より出前講座の外部委託を開始しました。今後もより多くの専門職で主体的な活動を行えるよう進めていきます。
- 地域毎の課題を整理したうえで、その地域に本当に必要な啓発活動を行っていきけるようデータの活用・分析、委託事業者及び人材の確保を図ります。

② 運動教室「おたっしゃ教室」

- 参加者の中に認知機能が低下した方など、おたっしゃ教室の利用の対象者像「介護予防に取り組みたい自立した高齢者」と異なる方が増加しており、慎重な見守りが必要となっています。
- 参加者数が横ばいとなり、さらなる介護予防普及啓発のために、事業の周知、参加者増の取り組みが必要となっています。
- 併せて、A型サービスやC型サービスとおたっしゃ教室の介護予防施策上の整理を行います。(例：健康に不安があり、介護予防の方法を学びたい自立した高齢者→おたっしゃ教室、虚弱な高齢者→A型サービスなど)

3. 地域の通いの場の充実

① ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援

- サロンへの支援は、市社協が地区社協を通じて行っており、実際にどのような内容で開催されているのか、実態把握(内容、場所、回数等)に課題がありました。
- 今後は、個々のサロンの実態把握を進め、効果的な充実支援を行うための基礎情報を整理します。
- サロンの空白地域で、地域の福祉関係者に新たにサロン活動に取組んでもらう働

きかけや、既存のサロンの実施内容の充実に向けた助言、あるいは開催回数を増大させる働きかけを行い、ふれあい・いきいきサロンの充実を図っていきます。

4. 地域リハビリテーションの推進

- 令和元年度も介護事業者の専門職に対する助言・指導を中心に取り組みました。
- このうち、特に居宅介護支援事業者に対するケアプラン点検指導に同行し、介護支援専門員に対するアセスメント指導に重点を置いて取り組みました。
- 住民主体の集いの場の充実支援、市民啓発に関しては、介護予防出前講座事業による委託講師派遣への移行により、減少することとなりました。
- 市の理学療法士 1 名による直営の事業展開に加え、委託型のリハビリ専門職派遣事業の開始により地域の医療機関や介護事業者のリハビリ専門職の協力を得て、事業の拡充を図っていきます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	O103 地域での活躍・貢献機会の充実
-----------	---------------------

現状と課題

- 就業や社会参加の意欲を持つ高齢者が、これまでの能力や経験を生かして、地域に貢献する生きがいづくりが求められている。
- 社会参加や学習意欲の高い高齢者が、元気に活動・交流できる機会の提供が必要である。
- 高齢者の活躍の場を創出するためには、就労のほか、ボランティア活動や子育て支援、介護分野などの幅広し分野に活動領域を拡大する必要がある。

第7期における具体的な取組

1. 社会参加や生きがい活動への支援

ボランティア活動の推進、老人クラブの育成支援、地域での趣味や教養活動の推進、生涯学習の推進、高齢者バス優待助成、公共交通機関利用助成、高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行、敬老祝賀事業や金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業を実施し、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。

2. 高齢者施設の運営

老人福祉センターの運営又は支援、老人憩いの家の管理、高齢者創作交流館の運営、佐治町屋内多目的広場の運営を行い、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場等を提供します。

3. 高齢者の就労支援

（公財）シルバー人材センターの運営支援を行い、元気に就労する高齢者の増加に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

1. 社会参加や生きがい活動への支援

①介護支援ボランティアの推進（H29）（H30）（R元）（R02）

登録者数（人）[目標]	-	184	188	192
[実績]	145	149	149	

2. 高齢者施設の運営

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

3. 高齢者の就労支援

①シルバー人材センターの会員登録の推進

	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)
登録会員数（人）[目標]	-	764	771	778
[実績]	786	771		

目標の評価方法	
● 時点	<input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ
● 評価の方法	<input type="checkbox"/> 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。 <input type="checkbox"/> その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和元年度
----	-------

(実績評価)

実施内容						
1. 社会参加や生きがい活動への支援						
① ボランティア活動の推進						
介護支援ボランティア活動に対して換金できる評価ポイントを付与することで、ボランティア活動の充実と活動的な高齢者の増加を図り、介護予防の取り組みを推進しました。						
区分	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
ボランティア登録者	人	143	145	149	149	
新規登録	人	19	5	8	5	
登録廃止	人	4	3	4	5	
評価ポイント交付金	千円	135	139	186	179	
ボランティア情報メール (毎月配信)	回	12	12	12	0 (廃止)	
介護支援ボランティア表彰 (3年以上連続して20ポイント以上の活動をした者)	人	4	3	6	1	
② 老人クラブの育成支援						
老人クラブ活動を支援し、高齢者の社会参加や仲間づくりに取り組みました。						
区分	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
単位老人クラブ						
組織数	クラブ	267	258	250	243	
会員	人	12,908	12,655	12,432	11,863	
老人クラブ連合会	団体	1	1	1	1	

③ 地域での趣味や教養活動の推進

グラウンドゴルフやペタンク、囲碁や将棋、陶芸など、高齢者の趣味や教養に資する教室等を開催し、高齢者の社会参加や仲間づくりに取り組みました。

④ 生涯学習の推進

生涯学習講座「尚徳大学」を開催し、高齢者に学習機会を提供し、併せて高齢者の社会参加や仲間づくりに取り組みました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
尚徳大学					
実受講者	人	593	579	560	550
延べ受講者	人	6,794	6,236	6,475	5,364

⑤ 地域福祉基金事業

基金の運用益を活用し、地域福祉活動の充実に資する事業に取り組みました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
ふれあい型食事サービス					
実施地区	地区	39	38	37	36
配食回数	回	808	792	784	751
延べ対象者	人	28,374	28,189	28,413	27,559
となり組福祉員	人	1,809	1,815	1,780	1,710
愛の訪問協力員	人	1,232	1,191	1,170	1,126
地域・福祉活動コーディネーター	地区	9	9	9	9

⑥ 高齢者バス運賃優待助成

路線バスの高齢者用定期券の購入費用の一部を助成することで、高齢者の外出を促進を通じて、社会参加や仲間づくりに取り組みました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
販売冊数	冊	2,118	2,098	2,101	2,074

⑦ 公共交通機関利用助成

高齢者団体等が教養講座や研修等に参加するため貸切バス又は借上げバスを利用した際に、基本運賃の一部を助成することで、社会参加や仲間づくりに取り組みました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
公共交通機関利用助成	件	122	112	117	111

⑧ 高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行

高齢者介護予防支援バスを運行し、高齢者の社会参加の促進に取り組んだ。また、ボランティアバスを運行し、市民の社会奉仕活動の促進に取り組みました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
高齢者介護予防支援バス	件	591	576	623	596
ボランティアバス	件	87	69	65	57

⑨ 敬老祝賀事業

各地区で開催される敬老会等の敬老祝賀事業に対して助成した。また、90歳到達者、100歳以上の長寿者に対して、記念品等を贈呈し、長寿をお祝いしました。

[助成地区] 41地区

[記念品等贈呈] 90歳到達祝賀者985人・100歳以上祝賀者197人

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
記念品等贈呈					
90歳到達祝賀者	人	944	908	985	0 (廃止)
100歳以上祝賀者	人	184	208	197	209
助成地区	地区	41	41	41	41

⑩ 金婚・ダイヤモンド婚

結婚50周年（金婚）、60周年（ダイヤモンド婚）を迎える夫婦を招待し、お祝いの式典を実施しました。

[開催期日] 平成30年5月31日（鳥取地域）、6月1日（南部・西部地域）

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
金婚	組	265	286	283	275
ダイヤモンド婚	組	110	134	144	127

2. 高齢者施設の運営

- ① 老人福祉センター（市設置：佐治・鹿野、社協設置：国府・福部・気高・青谷）及び高齢者福祉センター（1施設）の運営
- ② 老人憩の家の運営（19館）
- ③ 高齢者創作交流館の運営（用瀬ふれあいの家・佐治町山王ふれあい会館）
- ④ 佐治町屋内多目的広場の運営

3. 高齢者の就労支援

- ① シルバー人材センターの会員登録の推進
シルバー人材センターの運営及び高齢者活用・地域雇用サポート事業（高齢者派遣事業）に対して助成した。

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

1. 社会参加や生きがい活動への支援

- ① 介護支援ボランティアの推進
登録者数は目標値を下回りましたが、前年度と同数でした。
(目標 188人/実績 149人、参考：H30年度実績 149人)

3. 高齢者の就労支援

- ① シルバー人材センターの会員登録の推進
登録会員数は目標値、前年度実績ともに下回りました。
(目標 771人/実績 742人)

課題と今後の取組

1. 社会参加や生きがい活動への支援

- 高齢者の孤立が問題となっているが、社会と関わるきっかけや機会がないことが課題となっている。意欲ある高齢者の就労機会の確保やボランティア活動、介護予防だけでなく、文化的活動や趣味活動を含めて広く“生きがい”となる社会参加を推進する必要があります。

① ボランティア活動の推進

[介護支援ボランティア]

- 介護支援ボランティアの登録者数は、事業を開始した H24 年度から 4 年程度は順調に増加していましたが、H27 年度以降は増加が鈍化しています。(H24=27、H25=62、H26=102、H27=128、H28=143、H29=145、H30=149、R 元=149 単位:人)
- これは、事業開始当初は、従前から介護施設等でボランティア活動をされていた方が、本事業に登録されたため高い増加となっていたものが、それが一巡したため増加が鈍化したものと思われます。
- 市社会福祉協議会等のボランティア養成講座の情報を市民に提供し、ボランティアの裾野を広げる取組みを推進し、その中で、介護分野でのボランティア情報を提供することで、登録者の増加に取り組んでいきます。

[老人クラブの育成支援]

- 単位老人クラブの減少が続いており、加入促進のための啓発や魅力ある活動とするための取組みを進める必要があります。
- 老人クラブ連合会のご意見を伺いながら、老人クラブの活性化に取り組んでいきます。

[地域福祉基金事業]

- ふれあい型食事サービスは、市民のボランティア意識の高揚や一人暮らし高齢者等の見守りを目的に実施していますが、ボランティアの高齢化により活動に支障が生じる地区も出ており、市社会福祉協議会と連携して、負担を軽減した活動方法等について検討していきます。
- となり組福祉員は、おおむね町内会に 1 人程度配置され、身近な福祉の担い手となっています。この取組みが更に充実するよう、市社会福祉協議会と連携して、研修会等の活動支援を実施していきます。
- 愛の訪問協力員は、民生委員等と連携を図りながら、一人暮らし高齢者の日常的な見守りや声かけを行うなど、支援体制の一翼を担っていますが、協力員の数が減少しています。市社会福祉協議会と連携して、福祉学習の推進等により地域の互助の意識の高揚を図り、協力員の増加に取り組んでいきます。

[地域・福祉活動コーディネーター設置数]

- 地域・福祉活動コーディネーターは、地区社協が地域住民の中から選出して設置し、自分の暮らす地域の福祉の充実に取り組むボランティアです。市社会福祉協議会と連携して、コーディネーターの設置地区の増加と活動内容の充実に取り組む

ます。

2. 高齢者施設の運営

- 全体として施設が老朽化しており、修繕も多くなっています。
- 高齢者の安全・安心な施設利用を確保し、社会参加や生きがい活動に取り組んでいただけるよう、適切な維持管理に努めていきます。

3. 高齢者の就労支援

- 平成 25 年 4 月から企業の 65 歳までの定年引上げや継続雇用制度の導入、ハローワーク鳥取管内の有効求人倍率が平成 27 年 7 月から連続して 1 倍を超えている状況等より、会員の確保が課題となっています。
- 今後も、本年 4 月 1 日からハローワーク鳥取内に設置された「生涯現役支援窓口」でもシルバー人材センターの情報提供を行うなど、様々な取組により会員の獲得を図っていきます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0201 在宅医療・介護連携の推進
----	-------------------

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しています。 ○ 医療と介護の両方を必要とする高齢者が今後増加することが見込まれています。 ○ 病院と診療所、介護事業者が、在宅療養を必要とする高齢者を中心に連携を強化することが必要です。 ○ 人生の最終段階における医療や介護についてあらかじめ話し合い、繰り返し話合うことの必要性を市民に啓発していくことが必要です。
第7期における具体的な取組
<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援 医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と東部地域1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携を推進します。 2. 医療・介護関係者への支援 医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営、医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催をします。 3. 住民啓発の推進 ACP（アドバンス・ケア・プランニング）についての市民への情報提供、寸劇を活用した住民啓発学習会を開催します。 4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進 課題の抽出・対応策の検討、多職種研修による人材育成、情報共有のあり方、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の構築に取り組みます。
目標（事業内容、指標等）
<p style="color: red;">※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。</p>
目標の評価方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ

● 評価の方法

- 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
- その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和元年度
----	-------

(実績評価)

実施内容
<p>1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援</p> <p>医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、あるいは鳥取県東部医師会と県東部圏域の1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。また、一部の事業は、新温泉町とも連携し、連携中枢都市圏の取り組みとして実施しています。</p>
<p>2. 医療・介護関係者への支援</p> <ul style="list-style-type: none">○医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営 東部医師会在宅医療介護連携推進室で相談受付（令和元年度実績：5件）○医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催<ul style="list-style-type: none">・初学者向け多職種“絆”研修 3回開催 参加者延べ186名・多職種連携在宅事例検討会 4回開催 参加者延べ197名
<p>3. 住民啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○終活支援ノート「わたしの心づもり」を連携中枢都市圏1市5町で作成（5,000部）○ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の住民啓発学習会 37回開催 参加者延べ 1,220名（県東部圏域実績）○ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の医療・介護関係者向け周知研修 4回開催 参加者延べ 158名（県東部圏域実績）
<p>4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進</p> <ul style="list-style-type: none">○「入院・退院時におけるケアマネジャーと医療機関 連携・情報共有の手引き」を策定。○ケアマネジャーからの入院時情報提供書の様式を改編（県東部圏域統一様式）。

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

課題と今後の取組

1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援

連携推進という指標を定めにくい事業です。人材や予算も含め、事業を継続していくことが重要であり、そこが課題と考えています。

引き続き、鳥取県東部医師会と県東部圏域の1市4町で連携して、事業継続していきます。生活圈・医療圏が共通する新温泉町、香美町とも連携を深めていきます。

また、本市西側の鳥取県中部地域との連携の必要性についても検討が必要です。

2. 医療・介護関係者への支援

東部医師会在宅医療介護連携推進室にて、関係者の相談窓口運営を継続します。

多職種研修会は、テーマによって参加する職種の偏りや参加者数に影響が出てしまうことが課題です。

今後は、増加が予想されている認知症や看取りについての知識向上に向けた研修会の開催も必要です。

3. 住民啓発の推進

高齢者の子ども世代等幅広い年齢層への啓発が出来ていないのが課題です。

今後も、終活支援ノート、ACPパンフレット、寸劇DVDを活用し、住民啓発学習会を継続開催します。また、医療・介護関係者に対しても継続してACP周知研修を実施します。

入院や施設入所されている人や家族への啓発方法を考えていく必要があります。

4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

医療・介護とも報酬算定要件として様々な情報収集、様式が散在しており、それぞれの職種・機関が必要とする情報の共有が難しい現状があります。

可能な限り情報の共有を簡素化、システム化し、関係者間の連携をスムーズにしていける必要があります。入退院時、在宅療養時、急変時、看取りの時期のそれぞれの場面に応じた課題の整理、検討を進めていきます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0202 包括的な支援体制の構築
----	------------------

現状と課題

- 高齢者福祉に関する相談が増大し、内容も複雑化・困難化してきています。
- 医療や介護等の専門職が連携した長期・継続的なケアマネジメントの後方支援、介護支援専門員への個別指導や相談対応、支援困難ケースへの指導・助言の取組みを強化する必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の最前線で高齢者支援に取り組む地域包括支援センターの機能を強化する必要があります。
- 高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進するため、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図る必要があります。
- 地域の共助によって、高齢者が避難等の支援の受けられる体制づくりが求められています。

第7期における具体的な取組

1. 包括的支援事業の推進

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かして、連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援に取り組めます。

2. 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの職員体制の充実・強化、地域包括支援センターの質の向上、地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センター機能の検討、地域福祉相談センターとの連携強化に取り組めます。

3. 地域ケア会議の推進

地域の医療や介護、福祉等の専門職で構成する『自立支援型「地域ケア会議」』を開催し、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上と、高齢者の自立支援の充実に取り組めます。

4. 災害時の支援体制づくり

避難行動要支援者支援制度の普及、地域での要配慮者の把握と避難支援の体制づくり、福祉避難所の確保に取り組めます。

目標（事業内容、指標等）

1. 包括的支援事業の推進

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

2. 地域包括支援センターの機能強化

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

3. 地域ケア会議の推進

①地域ケア会議の開催

	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)
開催箇所数 [目標]	－	3	5	6
[実績]	1	2	5	

4. 災害時の支援体制づくり

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和元年度
----	-------

(実績評価)

実施内容

1. 包括的支援事業の推進

- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かして、連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントに取り組みました。

2. 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターの機能強化を図るため、鳥取南地域包括支援センターを運営委託のモデル事業として、6月より鳥取市社会福祉協議会に運営委託し、成果及び課題の整理を行いました。
- さらなる地域包括支援センターの機能強化を図るため、3つの地域包括支援センターを新設拡充、鳥取西地域包括支援センターを運営委託することとし、次年度に向け

公募型プロポーザルを実施し、4法人を選定しました。

- 地域包括支援センターへの介護保険サービス利用などの取次窓口業務を委託していた「地域介護支援センター」を見直して、平成30年11月に地域福祉相談センターを開設し（令和元年度末時点25ヶ所）、様々な福祉に係る問題を身近なところで気軽に相談できる体制の充実を図りました。

3. 地域ケア会議の推進

① 自立支援型地域ケア会議の開催

- (1) 鳥取東健康福祉センター地域ケア会議
[開催時期] 令和元年6月から毎月第3火曜日（年7回）
[開催時間] 90分
[ケース検討数] 1開催当たり2事例（年間14事例）
- (2) 鳥取南地域包括支援センター地域ケア会議
[開催時期] 令和元年5月から3ヶ月に1回開催（年4回）
[開催時間] 60分
[ケース検討数] 1開催当たり2事例（年間8事例）
- (3) 鳥取中央地域包括支援センター地域ケア会議
[開催時期] 令和元年5月から毎月第3水曜日（年9回）
[開催時間] 90分
[ケース検討数] 1開催当たり2事例（年間18事例）
- (4) 鳥取こやま地域包括支援センター地域ケア会議
[開催時期] 令和元年7月から4ヶ月に1回開催（年3回）
[開催時間] 60分
[ケース検討数] 1開催当たり2事例（年間6事例）
- (5) 鳥取西地域包括支援センター地域ケア会議
[開催時期] 令和元年6月から4ヶ月に1回開催（年3回）
[開催時間] 60分
[ケース検討数] 1開催当たり2事例（年間6事例）

4. 災害時の支援体制づくり

避難行動に支援を要する方の情報を地域の支援者や自治会、自主防災会、民生委員に提供し、災害時に要支援者の避難行動を支援する体制づくりを行いました。

[避難行動要支援者支援制度 登録者数] 5,727人

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

3. 地域ケア会議の推進

全ての地域包括支援センターで開催し、目標を達成しました。

課題と今後の取組

1. 包括的支援事業の推進

- 高齢者以外の分野の相談も受止め、適切な支援につなげる包括的な支援体制づくりが必要。
- 各センターとも、区域内の人口・面積が過大で、地域の福祉関係者との関係づくりや連携した取組みが困難となっています。
- 市職員の定期的な異動や、出向職員の出向元法人への帰任等により、経験の蓄積や長期的な視点に立った取組みが困難となっています。
- 専門職1人当たりのケース担当件数が増大する中、福祉人材を安定的に確保することが難しくなっており、出向職員の増員は困難な状況となっています。
- 次年度は、包括的支援事業の適切な実施の確保に向けて、地域包括支援センターの拡充に取り組むとともに、さらに再編・拡充についての調査検討を進めます。(以下2のとおり)

2. 地域包括支援センターの機能強化

- 令和2年度は、鳥取西地域包括支援センターを直営から運営委託とし、鳥取北・東・西中学校区に包括支援センターを増設、それぞれ社会福祉法人での運営委託に取り組みます。

<再編・拡充(案)>

基幹型センター(市直営) 1ヶ所

市の専門職を集中配置し全市域を担当する。

委託型の地域包括支援センターの後方支援や司令塔の役割を担う。

地域密着型センター(社会福祉法人に委託) 10ヶ所程度

地域の実情と高齢者人口6千人を目安(国基準)に再編し、地域密着型の充実を図る。

社会福祉法人等に委託して(現在の4ヶ所→)10ヶ所程度まで増設する。

- 地域包括支援センター職員のアセスメント支援等を通じて、資質向上を図ります。

3. 地域ケア会議の推進

- 令和元年度は全ての地域包括支援センターにおいて開催し、目標を達成しました。
- 次年度は、地域ケア会議の目的及び機能を整理し、より効率的な地域ケア会議の開催方法を検討しながら、市内のより多くの介護支援専門員が地域ケア会議による支援を受けられるように努めます。
- 地域ケア会議の開催方法を検討しながらの開催であり、現状では地域ケア会議の検討ケース数が少なく、地域で共通する課題の抽出、検討に至っていません。

4. 災害時の支援体制づくり

- 避難行動要支援者支援制度をより一層市民に周知し、登録者数の拡大に取り組みます。
- 登録制度を形骸化させないため、日頃からの要支援者に対する見守り活動を推進するなど、信頼関係の構築を進めます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

- … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）
 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0203 介護サービスの充実
----	----------------

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりの状況に応じて自立支援に向けた介護保険の居宅サービスが適切に提供されることが必要です。
- 24 時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の確保が必要です。
- 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、要介護高齢者の状態に対応した施設・居住系サービスの計画的な整備が必要です。

第7期における具体的な取組

1. **居宅サービスの充実**
 参入予定事業者に対して、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供し、開設を支援します。また、既存の事業所に対しては、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保を推進します。
2. **地域密着型サービスの充実**
 参入予定事業者に対して、制度に関する情報や本市の施策、日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供し、開設を支援します。
3. **施設・居住系サービスの充実**
 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を推進します。
4. **介護サービス見込み量の確保**
 市域全体で過不足なくバランスのとれた介護サービスの提供が行われるよう、参入を計画している事業者に対しては、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供します。また、既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を提供します。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和元年度
----	-------

（実績評価）

実施内容

1. 居宅サービスの充実

- 参入を計画している事業者に対して、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を積極的に提供しました。
- 既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保に努めました。

2. 地域密着型サービスの充実

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の参入意向のある事業者を対象とした説明会を開催し、基準や補助制度等について周知を行いました。
- 参入を計画している事業者に対して、制度に関する情報や本市の施策、日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を積極的に提供し、開設への支援を行いました。

3. 施設・居住系サービスの充実

- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）及び地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の整備に係る公募を行い、認知症高齢者グループホームについて1事業者を指定予定事業者として選定しました。

＜計画における整備数＞

【認知症対応型共同生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	1 ユニット（定員9人）	選定済
C 圏域	江山中学校区	1 ユニット（定員9人）	応募なし
D 圏域	湖南学園中学校区	1 ユニット（定員9人）	応募なし
F 圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1 ユニット（定員9人）	1 事業者

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・西・福部中学校区	1ユニット(定員9人)	応募なし
E 圏域	河原・用瀬・佐治中学校区	1ユニット(定員9人)	応募なし
F 圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1ユニット(定員9人)	応募なし

- 計画期間中の整備を目指すため、事業者に対し応募しない理由等に関する調査を行ったうえ、整備圏域の拡大等の計画変更を行いました。
- 介護医療院への転換を計画している事業者に対して、各種情報提供を行い、転換を支援しました。

4. 介護サービス見込み量の確保

- 市域全体で過不足なくバランスのとれた介護サービスの提供が行われるよう、参入を計画している事業者からの求めに応じて、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供できるようにしました。
- 既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保に努めました。

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

課題と今後の取組

1. 居宅サービスの充実／2. 地域密着型サービスの充実

- 介護人材が不足し、全体として厳しい事業運営となっています。また、介護職員の処遇改善やスキルアップ教育等の実施が難しい事業所があります。
- 通所系の主力サービスである通所介護と小規模多機能型居宅介護は、全体としてともに定員を2～3割程度下回る稼働状況であり、安定経営や介護職員の処遇改善への影響があると考えられます。
- 引き続き事業者の経営判断に資する情報や法令順守やサービス向上に関する情報等を積極的に提供し、適切なサービスが提供される体制の確保に努めます。

3. 施設・居住系サービスの充実

- 認知症高齢者グループホームについては、応募のない圏域が2つ、また、介護付き有料老人ホーム等については、公募した3圏域すべて応募がありませんでした。特に、介護付き有料老人ホーム等については、利用定員が少なく、建設費の補助もないため参入意欲が低い状況です。令和元年度末に地域医療介護総合確保基金を活用した施設開設準備の助成が新たに創設されたため、事業者への周知に努め、期間内の整備を目指します。
- 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームの入所者で介護が必要な人は、併設や外部の通所介護等を利用している。事業者にとって分かりやすい運営形態や利用者の料金負担を踏まえ、特定施設への転換など、実情に即した運営形

態への移行について検討する必要があります。

4. 介護サービス見込み量の確保

- 介護サービスのモニタリング調査（介護サービス事業所調査、高齢者居住施設調査）を実施し、介護サービスの需要と供給のバランスの把握に努め、事業者へ情報提供を行うなどして、サービスの見込み量の確保に努めます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0204 介護保険事業の適正な運営
----	-------------------

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用の増大が見込まれています。
- 介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるようにする必要があります。

第7期における具体的な取組

- 1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進**
 「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化を推進します。
- 2. 介護保険サービス事業者に対する指導監督**
 介護サービス事業者に対して集団指導や実地指導等を通じて、法令等の周知や運営に関する指導を実施します。
- 3. 介護サービスの質の確保及び向上**
 介護サービス情報の公表と第三者評価の活用、運営推進会議の適切な運営の確保、介護相談員の派遣を推進します。

目標（事業内容、指標等）

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進					
①要介護認定の適正化					
	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)	
認定調査票の点検（件）[目標]	-	10,998	11,079	11,217	
	[実績] 10,566 9,821 9,091				
	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)	
更新・変更認定の訪問調査（直営）（件）[目標]	-	350	375	400	
	[実績] 218 273 278				
②ケアプラン点検					
	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)	
点検事業所数 [目標]	-	60	60	60	
	[実績] 17 57 53				
点検件数 [目標]	-	400	400	400	
	[実績] 208 295 528				
③住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査					
	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)	
住宅改修執行状況の確認（件）[目標]	-	5	5	5	
	[実績] 0 1 4				
福祉用具購入・貸与調査（回）[目標]	-	2	2	2	
	[実績] 0 1 2				

④縦覧点検及び医療費突合

	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)
縦覧点検（件） [目標]	－	2,200	2,200	2,200
[実績]	2,192	2,366	2,404	
医療費突合（件） [目標]	－	13,500	13,500	13,500
[実績]	13,445	20,002	14,987	

⑤介護給付費通知

	(H29)	(H30)	(R元)	(R02)
介護給付費通知（回） [目標]	－	3	3	3
[実績]	3	3	3	

2. 介護保険サービス事業者に対する指導監督

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

3. 介護サービスの質の確保及び向上

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和元年度
----	-------

（実績評価）

実施内容

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

- ① 要介護認定の適正化
 - ・認定調査票の点検 実績：9,091 件
 - ・更新・変更認定の訪問調査（直営） 実績：278 件
- ② ケアプラン点検
 - ・ケアプラン点検
 - 点検事業所数：53
 - 点検数：528

③ 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査

- ・住宅改修執行状況の確認 実績：4件
- ・福祉用具購入・貸与調査 実績：2回

④ 縦覧点検及び医療費突合

- ・縦覧点検 実績：2,404件
- ・医療費突合 実績：14,987件

⑤ 介護給付費通知

- ・介護給付費通知 実績：3回（4月に1回のペース）

2. 介護保険サービス事業者に対する指導監督

- ・集団指導 実績：5回
- ・実地指導 実績：162件
- ・業務管理体制の一般検査 実績：49件

3. 介護サービスの質の確保及び向上

① 介護サービス情報の公表と第三者評価の活用

介護サービス利用者や介護支援専門員などの専門職員からの問い合わせ等に対して、適宜、介護サービス情報の公表制度及び福祉サービス第三者評価制度の周知を図りました。

② 運営推進会議の適切な運営の確保

地域密着型サービス事業者に対して、新規指定申請時や実地指導において、運営推進会議の適切な実施が図られるよう指導・助言を行いました。

③ 介護相談員の派遣の推進

令和元年度の介護相談員の派遣実績は以下のとおりです。

相談員：10名 事業所数：49事業所 派遣回数（延べ）：1,143回

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

① 要介護認定の適正化

○ 認定調査票の点検

認定の有効期間が延長された（最大2年→3年）影響で、申請件数が減少し、点検件数が目標を下回りました。

（目標 11,079 件／実績 9,091 件、参考：H30 年度実績 9,821 件）

○ 更新・変更認定の訪問調査（直営）

調査件数が減少し目標を下回りましたが、前年度の実績は上回りました。

（目標 375 件／実績 278 件、参考：H30 年度実績 273 件）

② ケアプラン点検

点検事業所数については目標を下回りましたが、点検件数については目標を上回りました。

○ 点検事業所数

（目標 60 件／実績 53 件、参考：H30 年度実績 57 件）

○ 点検件数

（目標 400 件／実績 528 件、参考：H30 年度実績 295 件）

③ 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査

住宅改修については目標を下回りましたが、福祉用具については目標通りとなりました。

- 住宅改修執行状況の確認

(目標 5 件／実績 4 件、参考：H30 年度実績 1 件)

- 福祉用具購入・貸与調査

(目標 2 件／実績 2 件、参考：H30 年度実績 1 件)

④ 縦覧点検及び医療費突合

縦覧点検・医療費突合とも、目標を上回りました。

- 縦覧点検

(目標 2,200 件／実績 2,404 件、参考：H30 年度実績 2,366 件)

- 縦覧点検

(目標 13,500 件／実績 14,987 件、参考：H30 年度実績 20,002 件)

⑤ 介護給付費通知

介護給付費通知を年 3 回発送し、通知回数は目標通りとなりました。

(目標 3 回／実績 3 回、参考：H30 年度実績 3 回)

課題と今後の取組

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

① 要介護認定の適正化

- 更新・変更認定の訪問調査は、目標件数には届きませんでした。着実に件数は増加しており、目標値達成を目指し取り組みます。

- 適切なサービス利用の前提となる介護認定調査の更なるスキルアップが必要（直営・委託とも）

② ケアプラン点検

- 効率的な点検を意識した結果、点検件数は目標を達成しました。

- ケアプラン点検を開始してから 7 年が経過し、市内の居宅介護支援事業所を 2 巡しました。介護支援専門員に適切なケアマネジメントに対する意識の浸透が感じられます。次年度以降も継続的な点検を実施することにより、意識の継続、介護支援専門員のさらなる資質向上を目指し、点検・指導に取り組みます。

③ 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査

- 住宅改修については目標を達成できませんでしたが、福祉用具については目標を達成しました。

- 引き続きリハビリ専門職に計画・申請の段階から関与してもらい点検するといった仕組みを実施していきます。また、事後の点検においても同様にリハビリ専門職の関与する仕組みを検討していきます。

④ 縦覧点検及び医療費突合

- 点検・突合の結果をもとに、事業所と過誤のやり取りをする中で、事業所側の制度理解に課題があることが判明しました。一方で、こうしたやり取りの中で事業所側の制度に対する理解も向上し、給付の適正化にもつながってきているように感じられます。

○ 次年度も、引き続き事業所との丁寧なやり取りを通じて、給付の適正化に取り組んでいきます。(国保連委託業務)

⑤ 介護給付費通知

- 計画どおり、介護給付費通知を年3回発送できました。
- 次年度も、同様の頻度で介護給付費通知を発送します。

2. 介護保険サービス事業者に対する指導監督

- 実地指導については、年々事業所が増加傾向にある中での実施率の維持及び事業者の事務負担の軽減を図るため、国の「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」の内容等を踏まえた効率化に取り組みます。

3. 介護サービスの質の確保及び向上

① 介護サービス情報の公表と第三者評価の活用

介護サービス情報の公表制度及び福祉サービス第三者評価事業の認知度を高め、利用者の適切なサービス選択に資する情報収集のための積極的な活用が図られるよう、様々な機会を通じて本制度の積極的な周知に努めます。


② 運営推進会議の適切な運営の確保

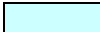
運営推進会議が適切に実施されるよう、今後も集団指導や実地指導などの機会を捉えて、適宜、地域密着型サービス事業者に対する指導・助言を行います。

③ 介護相談員の派遣の推進

介護相談員の派遣については、相談員の退職、訪問事業所の増加により1人当たりの訪問事業所数が増え、相談員の負担が増加しています。また、公募しても応募が少なく、退職者の補充も課題です。介護相談員を確保するため、派遣事業の意義等について市民への広報に取り組みます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策 0205 認知症施策の推進

現状と課題

- 認知症が原因で、外出して自宅に戻れなくなり、警察等に保護される人が増加しています。
- 地域や家族からも孤立して、適切な支援を受けられていない状態で発見され、地域包括支援センターが対応するケースが増えています。
- 医療や介護のサービス利用を拒否したり、セルフネグレクト（自己放任）となっている人やその家族に、適切な支援を行う必要があります。
- 認知症の当事者やその家族の立場に立った適切な支援が必要です。
- 認知症の当事者やその家族が安心して気軽に相談できる仕組みが必要です。
- 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを市民や医療・介護関係者に周知する必要があります。
- 若年性認知症の人は、仕事や子育ての問題など、高齢者とは異なる課題を抱えています。

第7期における具体的な取組

1. 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり

認知症サポーター養成講座の開催、認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及、認知症高齢者等位置検索システムの利用支援、認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録事業の普及に取り組みます。

2. 居場所づくりや介護者支援の充実

認知症地域支援推進員の設置、認知症カフェの支援、認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業の実施に取り組みます。

3. 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

認知症初期集中支援チームの活動、認知症ケアパスの普及、認知症予防教室の開催に取り組みます。

4. 若年性認知症の支援

若年性認知症の人やその家族の生活や就労支援体制の構築を検討し、必要な施策に取り組みます。また、市民に若年性認知症に対する理解を深めていただくよう情報提供に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和元年度
----	-------

(実績評価)

実施内容

1. 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり

① 認知症サポーター養成講座

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
認知症サポーター養成講座	回	46	43	45	32
年度受講者	人	946	1048	1,140	710
延べ受講者	人	15,425	16,473	17,613	18,323
キャラバン・メイト	人	209	160	184	152
新規登録	人	30	27	23	17
登録廃止	人	-	49	-	49

② 認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及]

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
安心見守り登録事業登録者	人	41	66	115	148
新規登録	人	27	41	57	46
登録廃止	人	7	8	10	16

③ 認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店の普及]

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
ご近所見守り応援団協力店	件	11	33	43	50
新規登録	件	11	22	10	7
登録廃止	件	0	0	0	0

④ 認知症高齢者等位置検索システムの利用支援

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用助成	件	3	2	2	1

2. 居場所づくりや介護者支援の充実

① 認知症地域支援推進員の設置

認知症地域支援推進員を設置し、認知症カフェの運営指導・支援や本人・家族への相談支援を行いました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
認知症地域支援推進員	人	1	2	2	1
認知症カフェへの支援	箇所	7	8	9	9
相談・支援件数	延べ件数	214	212	251	280

② 認知症カフェの支援（運営補助金）

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
認知症カフェへの助成	箇所	3	2	3	3

③ 認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
やすらぎ支援員登録者数	人	73	74	68	68
新規登録	人	0	8	0	3
登録廃止	人	16	7	6	3
利用者数					
実利用者	人	27	20	19	21
延べ利用者	人	225	148	137	157

3. 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

① 認知症初期集中支援チームの活動

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
認知症初期集中支援チーム	チーム数	1	2	2	2
支援件数	件	5	13	15	13

② 認知症ケアパスの普及

「認知症安心ガイドブック」を地域包括支援センター、民生委員・児童委員、医療機関、居宅介護支援事業所等へ配布し、相談支援に用いました。

③ 認知症予防教室の開催

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
脳いきいき教室	回	6	24	11	0
参加者	延べ人数	82	330	153	0

4. 若年性認知症の支援

① 本人ミーティングへの参加

認知症の当事者同士が自分たちの悩みや希望していることを話し合う「本人ミーティング」に参加し、認知症の当事者の思いを伺い、今後の取り組みの参考にするとともに、本人ミーティングの安定的な開催を確保するため、県と連携して支援体制を構築しました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
本人ミーティングへの参加	回	—	—	6	6

② おれんじドアとっとりの開催

認知症の本人によるピアカウンセリングとして月1回、認知症疾患医療センターの協力を得て開催。本人相談員との出会いが、参加者を前向きにし、新たなつながりをつくりました。

区 分	単 位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
おれんじドアとっとり	回	—	—	—	11
参加者	延べ人数	—	—	—	7

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

課題と今後の取組

1. 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり

① 認知症サポーター養成講座の開催

- 認知症サポーター養成の目的は「市民が認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場等で認知症の方やそのご家族を温かく見守る応援団になっていただき、認知症になっても自分らしく暮らし続けることのできる地域づくりを図ること」と考えています。
- 一人でも多くの市民が認知症サポーターになっていただくことが最も大切と考えていますが、一方で、意欲ある認知症サポーターの方には、認知症カフェの運営や見守活動等を行う地域のリーダーとしての活躍も期待しており、そのため認知症サポーターのステップアップ講座として「認知症を学ぶ会」の開催等、意欲のある方が具体的な活動につながるよう取組みを進めます。
- 養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト」の登録者の多くは医療や介護事業者の職員等であり、仕事の都合等により平日活動できる方が少ないといった課題があります。
- 医療や介護事業者の中には、地域貢献活動の一環として福祉の出前講座を実施しているところもあり、次年度以降、キャラバン・メイトが在籍している事業者に「認知症サポーター養成講座」に取り組んでいただけるよう働きかけを進めます。

② 認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及

- 認知症により行方不明となり、警察に保護される高齢者等が増加しています。

＜認知症かその疑いが原因で行方不明になり警察に届出があった人数＞

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
鳥取県内	24 人	46 人	46 人	88 人

- 認知症高齢者等は今後も増加が見込まれ、それに伴い行方不明者が増加することが心配されるため、次年度以降も登録事業の周知を図り、万が一、行方不明となった場合でも早期発見につながるよう取り組むとともに、定期的に警察と情報交換を行い、迅速な捜索につながるよう連携強化に取り組みます。

- また、警察での保護は、法令上、原則 24 時間以内とされており、もし家族等が見つからない場合は、公的機関に引き継ぐこととされています。本市においては、これまでそのような事態は生じていませんが、万が一の場合にそなえて、関係機関に相談しながら対応方法について検討を進めます。

③ 認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店の普及

- 協力店は、認知症の人の日頃の見守りや、行方不明になった場合の早期発見への協力などを通じ、地域における認知症の見守りネットワークの一翼を担っています。

- 現在、協力店には医療や介護事業所に多く登録いただいておりますが、一方で、金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、商店、交通機関、宅配事業者などの高齢者が日常生活で利用する機会の多い事業所の登録拡大に課題があり、今後、認知症サポーター養成講座の開催等により機運を高めながら、登録拡大に向けて取り組みます。

- そのほか、地域で事業を営む事業者と県、市町村が協定を結び、事業者が住民の日常生活の異常等を発見した場合に、市町村に通報する仕組みである「鳥取県中山間集落見守り活動支援事業」もあり、これらの関連事業も併せて取り組み、認知症の見守りネットワークの充実を図っていきます。

④ 認知症高齢者等位置検索システムの利用支援

- 認知症により行方不明となり、警察に保護される高齢者等が増加しています。(上記②再掲)

- 今後も「認知症高齢者等安心見守り登録事業」の普及活動に併せて位置検索システムの支援助成事業を紹介し、その普及を図ることで、認知症高齢者等が、万が一、行方不明となった場合の早期発見や家族介護者の負担軽減に取り組みます。

2. 居場所づくりや介護者支援の充実

① 認知症地域支援推進員の設置

- 広大な市域を 1 名で担当しているため、市域の隅々に活動を広げていく際に、推進員の負担が大きくなり過ぎることが課題です。

- また、認知症の人の支援の仕組づくりを地域で進める際に、地域ごとで事情が異

なる場合も多く、地域の事情に明るい方の協力や支援も必要となっています。

- 次年度以降、地域包括支援センターなど、より地域に密着した形での設置と増員を進めます。

② 認知症カフェの支援

- 認知症カフェは、認知症の人やそのご家族、あるいは支援者の集いの場として、また気軽に相談したり情報交換できる場として、大変有効な取り組みです。身近な地域での認知症カフェの設置拡大に取り組めます。
- 現在、地域支援事業で支援又は関与している認知症カフェは9ヶ所ですが、一方で、子ども食堂を更に発展させ、「地域食堂」（認知症の人やその家族、生活困窮、引きこもりなど多様な生活課題を抱えた住民の居場所）とする取り組みも進められているところです。
- 今後は地域食堂の運営主体に相談しながら、地域食堂に認知症カフェの機能を備えていただけるよう働きかけを進めます。

③ 認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業

- 認知症の人は今後も増加することが見込まれていますが、一方で、認知症高齢者等の見守りや話し相手として派遣する「やすらぎ支援員」は、家族介護者等の負担軽減に重要な役割を果たしていますが、支援員の登録者は減少傾向にあり、また実働の支援員は1割程度という状況です。
- 次年度以降も、福祉研修会の開催に併せて、参加者に支援員への登録を働きかけるとともに、現任者フォローアップ研修や支援員連絡会を通じて、実働の支援員の増加に取り組めます。

3. 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

① 認知症初期集中支援チームの活動

- 支援チームが関与することで、早期に認知症の鑑別診断につなげ、その後の生活の立て直しがスムーズに進んだり、ご家族等が認知症の介護で行き詰っている場合の突破口となるなど、大きな成果をあげています。
- その一方で、支援の効果についての情報が関係機関に十分に浸透していないことや、関係機関との日々の業務連携に課題があり、関係機関が関わっている支援対象者がスムーズに支援チームにつながっていない状況があります。
- また、現在2チームで全市域を担当していますが、活動区域が広すぎるため、支援対象者の把握や迅速な支援活動を行う体制に課題があります。
- 次年度以降、認知症地域支援推進員の増員配置と連動させながら、認知症初期集中支援チームの拡充について検討を進めます。
- 現状では身近な診療所で初期の認知症の生活機能の生活機能評価やリハビリまでつながっていない。医師等の医療関係者、ケアマネジャーや介護職員が認知症についての知識を深め、日常生活上の症状を適切に把握し、医療と介護の連携強化が必

要。

② 認知症ケアパスの普及

- 認知症の状態に応じた適切なケアの流れをまとめた本市の認知症ケアパス「認知症安心ガイドブック」を地域包括支援センター、民生委員・児童委員、医療機関、介護事業所等へ配布し、相談支援に活用しています。
- 現在の認知症ケアパスについて関係機関や認知症の本人からご意見を伺いながら、次期改定の際に内容をより充実させ、効果的な相談支援に活用いただけるよう、検討を進めます。

③ 認知症予防教室の開催


- 地域包括支援センターが実施主体となり、老人クラブやサロン等を対象に、「脳いきいき教室」として3ヵ月（6回コース）で開催してきましたが、開催回数に限度があり、また参加者も限られるため、より多くの方に普及啓発する仕組みとして課題がありました。
- そのため、実施方法を改め、介護予防出前講座の拡充を行うことで普及啓発活動を増やしていけるよう体制整備をしました。
- 今後は、既存の介護予防教室の中に認知症予防の要素を加え拡充するなど、検討を進めます。

4. 若年性認知症の支援

- 若年性認知症の方は、就労や子育て、ローンの問題など、高齢者とは異なる課題も抱えています。
- その支援の検討に当たっては、当事者が「何に困っているのか」「何を必要としているのか」、あるいは「暮らしやすい地域の在り方についてどのように考えておられるのか」を把握することが不可欠です。
- 今後も「鳥取県若年性認知症サポートセンター」との連携や、認知症の当事者同士が主になって自分たちの悩みや希望していることを話し合う「本人ミーティング」等を通じて、当事者の思いの把握に努め、本市の施策に反映させていきます。
- また、認知症の当事者が相談員となり、認知症と診断された方の相談を受ける本市独自の相談窓口「おれんじドアとっとり」を設置しました。今後も、認知症の本人によるピアカウンセリングで、新たなつながりが生まれ、認知症の本人が希望を持って生活できるよう、若年性認知症を含む認知症の相談支援体制の充実強化に取り組みます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策 0206 生活支援サービスの充実

現状と課題

- NPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となることが期待されています。
- 地域福祉活動などの「互助」の取組みを一層広げていくことで、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりが求められています。
- 介護が必要な人やその家族、あるいはひとり暮らし高齢者の世帯といった福祉の支援が必要な人が、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスを提供する必要があります。

第7期における具体的な取組

1. 生活支援体制の充実

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置、鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会（第1層協議体）の開催、各地域の話し合いの場（第2層協議体）の設置に取り組みます。

2. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

ファミリー・サポート・センター（生活援助型）サービス、配食サービスなど在宅での安心生活を支援するサービスの提供や、家族介護用品購入費助成、家族介護教室の開催など家族介護者を支援するサービスを提供します。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和元年度
----	-------

(実績評価)

実施内容

1. 生活支援体制の充実

鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会（第1層協議体）を設置していましたが、近年福祉課題等の把握・検討が出来ておらず、第1層協議体の見直しが必要になったため、新たに第1層協議体として鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会を設置しました。

地域支え合い推進員が、地域に出向いて、地域で取組まれている様々な活動（地域にあるサービスやその担い手等）や日常生活上の困りごとの把握、取り組みの充実や課題解決等について地域の福祉関係者と一緒に検討したり、地域福祉の充実に向けて定期的に集まって話し合う場（第2層協議体）の設置に向けて取り組みました。

（集計時：年度末）

区 分		単 位	H29年度	H30年度	R元年度
地域支え合い推進員		配置数	7	8	8
	地域での情報交換等活動	回	146	280	368
	地域訪問活動（サロン等）	箇所	351	385	391
協議体					
第1層		箇所	1	1	1
第2層	設置済	箇所	-	6	7
	協議中	箇所	41	35	34

2. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

高齢者が安心して在宅での生活が送れるよう、また家族介護者を支援するため、各種サービスの提供に取り組みました。

（集計時：年度末）

区 分	サービス名	単 位	H29年度	H30年度	R元年度	
在宅福祉サービス	生活管理指導員派遣サービス	延べ利用者数	32	6	0	
	安心ホットラインサービス	設置台数	378	348	307	
	福祉電話設置援助サービス	貸与数	53	51	45	
	寝具丸洗い消毒サービス	利用者数	37	35	43	
	日常生活用具購入助成サービス	助成件数	8	2	3	
	ファミリー・サポート・センター（生活援助型）	依頼会員（実働）		825 (359)	834 (342)	452 (294)
		協力会員（実働）		485 (126)	479 (106)	204 (105)
	配食サービス	月平均利用者数		69	63	52

	生活管理指導短期宿泊サービス	利用者数	2	5	7
	軽度家事援助サービス	延べ利用者数	27	53	23
	はり、灸、マッサージ施術費助成	利用者数	298	257	258
家族介護者支援サービス	家族介護用品購入費助成	利用者数	107	111	111
	家族介護慰労金支給	支給件数	7	3	1
	家族介護者交流支援	参加者数	91	99	88
	家族介護教室	参加者数	95	93	-

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

課題と今後の取組

1. 生活支援体制の充実

- 鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会（第1層協議体）の運営方法、課題等を随時検討し、第1層協議体の充実発展に取り組みます。また、未設置地域への第2層協議体の設置と協議体活動の推進が必要です。
- 地域支え合い推進員は、地域に出向いて精力的に活動していますが、中には深く関わることができない地区もあり、手探りで取組みを進めています。
- 生活支援体制の充実には、地域支え合い推進員の活動に加えて、地域活動に携わる福祉人材の充実や、地区で活動する団体、地区公民館、地域包括支援センター間の連携強化も重要であり、平成30年度に作成した「鳥取市地域福祉推進計画」の施策においても取組みを進めます。
- さらに、地域にすでにある話し合いの場を把握し、そこに関わりながら、具体的な福祉活動につなげることができるよう取り組みます。また、住民や専門職等と一緒に議論するため、地域の様々なデータを把握できる地区診断カードが必要。
- 具体的な福祉活動につなげるため、また地域課題の把握、解決に向け、地域支え合い推進員は、今まで以上に地域住民の個別課題の把握、支援に関係機関と協力し取り組みます。

2. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

- 介護人材が不足するなか、訪問介護事業所数も減少するなど、本市の在宅生活の支援サービスは大きな課題を抱えています。移動支援（買い物支援等）の需要があり、充実に向けて検討が必要です。
- ファミリー・サポート・センター（生活援助型）は、会員同士をマッチングして軽度な生活支援を有償ボランティアで提供する仕組みとして、重要な取り組みですが、支援を依頼する会員の数に対して、協力する会員の確保が難しい状況となっています。
- 登録のみで現在依頼及び活動の実態のない会員も多いため、全会員対象に更新意向調査を行い会員の整理を行いました。今後も、運営を委託している市社会福祉協議会と連携して課題整理を行い、協力会員の増加に向けて取り組みます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0207 権利擁護施策の推進
----	----------------

現状と課題

- 高齢化の進行とともに、認知症等により判断能力が不十分な人が増加しています。
- 法律行為における意思決定が困難な高齢者に対し、成年後見人等がその判断を補い、その人の生命や財産を擁護する体制の充実が求められています。
- 高齢者虐待の早期発見や、関係機関が連携した早期対応により、高齢者の安全を確保する体制の充実が必要です。

第7期における具体的な取組

1. 成年後見制度の利用促進

とっとり東部権利擁護支援センターへ権利擁護事業の委託、成年後見制度利用支援事業（申立費用、後見人等報酬助成）、市長による法定後見の開始の審判の申立てに取り組みます。

2. 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定

本市計画の策定、権利擁護の地域連携ネットワークの構築、地域連携ネットワークの中核機関設置に取り組みます。

3. 高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、短期宿泊による虐待者との分離・保護、やむを得ない措置による虐待者との分離・保護、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和元年度
----	-------

（実績評価）

実施内容																													
1. 成年後見制度の利用促進																													
○ 県、東部4町とも連携して、とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援を行いました。																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 15%;">H29年度</th> <th style="width: 15%;">H30年度</th> <th style="width: 15%;">R元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター運営実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 延べ相談件数</td> <td>件</td> <td style="text-align: center;">1,399</td> <td style="text-align: center;">1,555</td> <td style="text-align: center;">1274</td> </tr> <tr> <td> 法人後見受任件数</td> <td>件</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">58</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	単 位	H29年度	H30年度	R元年度	センター運営実績					延べ相談件数	件	1,399	1,555	1274	法人後見受任件数	件	35	47	58					
区 分	単 位	H29年度	H30年度	R元年度																									
センター運営実績																													
延べ相談件数	件	1,399	1,555	1274																									
法人後見受任件数	件	35	47	58																									
○ 成年後見人制度利用支援事業及び市長による法定後見の開始の審判の申立てを実施しました。																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 15%;">H29年度</th> <th style="width: 15%;">H30年度</th> <th style="width: 15%;">R元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見制度利用支援事業実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 申立費用助成</td> <td>件</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td> 後見人等報酬助成</td> <td>件</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">77</td> </tr> <tr> <td>市長申立</td> <td>件</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	単 位	H29年度	H30年度	R元年度	成年後見制度利用支援事業実績					申立費用助成	件	23	29	35	後見人等報酬助成	件	37	60	77	市長申立	件	19	24	33
区 分	単 位	H29年度	H30年度	R元年度																									
成年後見制度利用支援事業実績																													
申立費用助成	件	23	29	35																									
後見人等報酬助成	件	37	60	77																									
市長申立	件	19	24	33																									
2. 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定																													
国からの情報提供等を基に、他自治体の策定状況等の確認を行いました。																													
3. 高齢者虐待の防止及び早期発見																													
地域包括支援センターを中心に養介護施設従事者等による虐待の通報、養護者による虐待の通報等について対応し、必要に応じて短期宿泊による虐待者との分離・保護を行いました。																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 15%;">H29年度</th> <th style="width: 15%;">H30年度</th> <th style="width: 15%;">R元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者虐待対応実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 養介護施設従事者等による虐待の通報への対応</td> <td>件</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td> 養護者による虐待の通報等への対応</td> <td>件</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td> 短期宿泊等による分離・保護</td> <td>件</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	単 位	H29年度	H30年度	R元年度	高齢者虐待対応実績					養介護施設従事者等による虐待の通報への対応	件	4	8	10	養護者による虐待の通報等への対応	件	51	60	50	短期宿泊等による分離・保護	件	5	5	8
区 分	単 位	H29年度	H30年度	R元年度																									
高齢者虐待対応実績																													
養介護施設従事者等による虐待の通報への対応	件	4	8	10																									
養護者による虐待の通報等への対応	件	51	60	50																									
短期宿泊等による分離・保護	件	5	5	8																									
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）																													
※指標（目標値）は定めていない。																													
課題と今後の取組																													

1. 成年後見制度の利用促進

- 平成27年度より市民後見人養成講座を開催しているが、近年受講者数伸び悩み、令和元年度の受講修了者数は13人でした。令和元年度末時点で市民後見人受任件数は7件ですが、市民後見人候補者名簿登録者は全員、後見人等を受任しており、さらに一部の人は複数受任されている状況です。今後さらなる候補者育成が必要です。
- 次年度以降は、とっとり東部権利擁護支援センターへの地域連携ネットワークの中核機関の運営委託、成年後見制度利用支援事業、市長による法定後見の開始の審判の申立てに取り組み、成年後見制度の利用を促進します。
- さらに、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、法人後見受任団体で構成される「受任調整会議」を行い適切な後見人候補者の選定を行います。
- 成年後見制度の円滑な利用の確保に向け、法人後見の拡充が必要です。

2. 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定

次年度以降、本市計画の策定に取り組みます。

3. 高齢者虐待の防止及び早期発見

- 次年度以降も、地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、介護事業者への啓発、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催に取り組みます。
- 擁護者虐待及び施設虐待を防止するための取組みを行うとともに、自らSOSを発信できない人を把握し、支援につなげる仕組み作りが必要です。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0301 状況に応じた施設・住まいの確保
-----------	----------------------

現状と課題
<p>○ 高齢者の状態に応じた多様な施設・居住系サービスの提供することで、介護が必要な高齢者が必要に応じて住まいを選択できる環境づくりが必要です。</p> <p>○ 高齢者の身体状況、環境や経済状況などの多様な状態やニーズに応じた施設・住宅の確保が必要です。</p> <p>○ 高齢者が在宅での生活が継続できるよう身体機能に応じた居住環境の整備が必要です。</p>
第7期における具体的な取組
<p>1. 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）</p> <p>様々なサービスを利用して在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を推進します。</p> <p>※「タイトル：介護サービスの充実」「第7期における具体的な取組：施設・居住系サービスの充実」を参照</p> <p>2. 多様な高齢者向け住宅の確保</p> <p>養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切な運営、既存施設の有効利用等に取り組みます。</p> <p>3. 安全・安心な居住環境の確保</p> <p>住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申請等支援に取り組みます。</p>
目標（事業内容、指標等）
<p>※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。</p>
目標の評価方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ

● 評価の方法

- 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
- その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和元年度
----	-------

(実績評価)

実施内容

1. 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）

- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）及び地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の整備に係る公募を行い、認知症高齢者グループホームについて1事業者を指定予定事業者として選定しました。

<計画における整備数>

【認知症対応型共同生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
B圏域	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	1ユニット(定員9人)	選定済
C圏域	江山中学校区	1ユニット(定員9人)	応募なし
D圏域	湖南学園中学校区	1ユニット(定員9人)	応募なし
F圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1ユニット(定員9人)	1事業者

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A圏域	北・西・福部中学校区	1ユニット(定員9人)	応募なし
E圏域	河原・用瀬・佐治中学校区	1ユニット(定員9人)	応募なし
F圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1ユニット(定員9人)	応募なし

- 計画期間中の整備を目指すため、事業者に対し応募しない理由等に関する調査を行ったうえ、整備圏域の拡大等の計画変更を行いました。
- 介護医療院への転換を計画している事業者に対して、各種情報提供を行い、転換を支援しました。

2. 多様な高齢者向け住宅の確保

- 本市が設置している養護老人ホーム「なごみ苑」、生活支援ハウス、高齢者向け公

営住宅（シルバーハウジング）について、適切に運営を確保し、支援が必要な入居希望者に対応しました。

- 民間事業者が設置している軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームについて、必要に応じて事業者からの相談に対応し、適正な運営を支援しました。また、事業者からの新規設置の相談に対応しました。
- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対して計画的な一般監査を、また有料老人ホームに対しては集団指導を実施し、サービスの質の確保に努めました。

【市内施設の定員】

区分	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
養護老人ホーム	人	90	90	90	90
生活支援ハウス	人	50	50	50	50
いなば幸朋苑	人	20	20	20	20
高草あすなろ	人	20	20	20	20
青谷	人	10	10	10	10
軽費老人ホーム	人	280	280	280	280
サービス付き高齢者向け住宅	人	302	479	479	465
有料老人ホーム	人	849	940	973	673
高齢者向け公営住宅	人	50	50	50	50
湖山団地	人	18	18	18	18
賀露団地	人	8	8	8	8
大森団地	人	3	3	3	3
材木団地	人	10	10	10	10
湯所団地	人	11	11	11	11

3. 安全・安心な居住環境の確保

高齢者が住み慣れた住宅で安心して在宅生活が継続できるよう、身体機能に応じた居住環境整備に取り組みました。

区分	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
介護保険住宅改修	件	764	699	710	783
住宅改修	件	429	409	405	447
介護予防	件	335	290	305	336
高齢者居住環境整備事業	件	3	5	7	2
住宅改修指導事業	件	3	6	7	2
住宅改修申請等支援事業	件	139	40	33	37

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

課題と今後の取組

1. 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）

- 認知症高齢者グループホームについては、応募のない圏域が2つ、また、介護付き有料老人ホーム等については、公募した3圏域すべて応募がありませんでした。特に、介護付き有料老人ホーム等については、利用定員が少なく、建設費の補助もないため参入意欲が低い状況です。令和元年度末に地域医療介護総合確保基金を活用した施設開設準備の助成が新たに創設されたため、事業者への周知に努め、期間内の整備を目指します。
- 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームの入所者で介護が必要な人は、併設や外部の通所介護等を利用している。事業者にとって分かりやすい運営形態や利用者の料金負担を踏まえ、特定施設への転換など、実情に即した運営形態への移行について検討する必要があります。

2. 多様な高齢者向け住宅の確保

- 本市が設置している養護老人ホーム「なごみ苑」、生活支援ハウス、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切な運営を確保し、支援が必要な入居希望者に対応していきます。また、各施設の特徴を横断的に踏まえ、専門職が相談者の実情に適切に対応する入居・利用支援の体制づくりが必要です。
- 民間事業者が設置している軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームについて、事業者からの相談に対応し、適切な運営を支援します。また、新規設置の相談に対応し、サービス量の拡充に取り組みます。
- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対して計画的な一般監査を、また有料老人ホームに対しては集団指導を実施し、サービスの質の確保に取り組みます。

3. 安全・安心な居住環境の確保

- 住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申請等支援により、高齢者の居住環境整備の支援に取り組みます。
- リハビリ専門職等の知見を活用した、効果の高い住宅改修とする必要があります。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0302 高齢者の住まいに関する相談体制の充実
-----------	-------------------------

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等が、安心して暮らすことができる住まいの確保が必要です。 ○ 高齢者が、住まいについて安心して気軽に相談できる窓口が必要です。 ○ 高齢者の住まいに関する相談に対し、必要に応じて伴走型の支援を行うことが必要です。
第7期における具体的な取組
<p>1. 住宅確保要配慮者への支援</p> <p>鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組めます。</p> <p>2. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センターは、高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅を改修したり、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう支援します。 ② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）は、保証人や緊急連絡先が確保できず、賃貸住宅へ入居ができない人などからの相談に対し、住まいの確保に向けた伴走型の支援に取り組めます。さらに、相談者が入居した後も支援を継続することにより、賃貸住宅所有者の「賃貸リスク意識の払拭」を図ります。
目標（事業内容、指標等）
<p>※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。</p>
目標の評価方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ ● 評価の方法 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。 ○ その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和元年度
----	-------

（実績評価）

実施内容						
<p>1. 住宅確保要配慮者への支援 鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組みました。</p> <p>2. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進</p> <p>① 地域包括支援センター 高齢者からの住まいに関する様々な相談に対し、それぞれの置かれた状況に応じて適切に住宅改修等の提案や施設・居住系サービスなど新たな「住まい」の情報提供を行いました。</p> <p>② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター） 住まいを確保することが困難な高齢者に対し、住まいの相談から民間賃貸住宅の情報提供、住まいが決まるまでの支援を実施してきました。さらに支援が必要な高齢者に対しては、フォローアップを継続的に行いました。</p> <p style="margin-left: 40px;">R元年度：相談者数（高齢者） 54人</p> <table style="margin-left: 80px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">内、住まいに関する相談件数</td> <td style="text-align: right;">11件</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">内、住まいを確保するまでの支援件数</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">内、入居後も支援を継続している件数</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> </table>	内、住まいに関する相談件数	11件	内、住まいを確保するまでの支援件数	5件	内、入居後も支援を継続している件数	0件
内、住まいに関する相談件数	11件					
内、住まいを確保するまでの支援件数	5件					
内、入居後も支援を継続している件数	0件					
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）						
※指標（目標値）は定めていない。						
課題と今後の取組						
<p>1. 住宅確保要配慮者への支援 鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組めます。</p> <p>2. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進</p> <p>① 地域包括支援センター 高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅改修の相談支援や、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう引き続き支援を行います。</p> <p>② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター） 関係機関との連携やあんしん賃貸支援事業の活用などによって、保証人や緊急連絡先が確保できない高齢者、入居後のリスクが高い高齢者に対する支援体制の充実を図っていきます。</p>						

サービス見込み量の進捗状況について

1.被保険者数及び認定者数

(1) 人口及び第1号被保険者数

第1号被保険者等の計画値との比較

(単位：人)

区分	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)
総人口 (推計人口)	188,929	187,288	△1,641	99.1%	187,824	186,180	△1,644	99.1%	186,725		△186,725	0.0%
第1号 被保険者数	53,380	53,598	218	100.4%	54,147	54,291	144	100.3%	54,914		△54,914	0.0%
前期高齢者	26,185	26,382	197	100.8%	26,698	26,842	144	100.5%	27,212		△27,212	0.0%
後期高齢者	27,195	27,216	21	100.1%	27,449	27,449	0	100.0%	27,702		△27,702	0.0%
高齢化率	28.3%	28.6%	0.3%	101.1%	28.8%	29.2%	0.4%	101.4%	29.4%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

※実績値は介護保険事業状況報告（3月月報）の数値。

(2) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数等の計画値との比較

(単位：人)

区分		平成30年度					令和元年度					令和2年度				
		計画値 (A)	実績値 (B)	対計画増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	出現率 (認定率)	計画値 (A)	実績値 (B)	対計画増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	出現率 (認定率)	計画値 (A)	実績値 (B)	対計画増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	出現率 (認定率)
要 支 援	1	1,127	1,237	110	109.8%	2.3%	1,065	1,200	135	112.7%	2.2%	1,001		△1,001	0.0%	0.0%
	2	1,909	1,947	38	102.0%	3.6%	1,970	1,977	7	100.4%	3.6%	2,042		△2,042	0.0%	0.0%
	計	3,036	3,184	148	104.9%	5.9%	3,035	3,177	142	104.7%	5.9%	3,043	0	△3,043	0.0%	0.0%
要 介 護	1	1,675	1,539	△136	91.9%	2.9%	1,777	1,583	△194	89.1%	2.9%	1,881		△1,881	0.0%	0.0%
	2	2,125	2,128	3	100.1%	4.0%	2,124	2,113	△11	99.5%	3.9%	2,140		△2,140	0.0%	0.0%
	3	1,589	1,512	△77	95.2%	2.8%	1,652	1,541	△111	93.3%	2.8%	1,715		△1,715	0.0%	0.0%
	4	1,310	1,386	76	105.8%	2.6%	1,274	1,448	174	113.7%	2.7%	1,245		△1,245	0.0%	0.0%
	5	1,245	1,171	△74	94.1%	2.2%	1,206	1,161	△45	96.3%	2.1%	1,166		△1,166	0.0%	0.0%
	計	7,944	7,736	△208	97.4%	14.4%	8,033	7,846	△187	97.7%	14.5%	8,147	0	△8,147	0.0%	0.0%
合計		10,980	10,920	△60	99.5%	20.4%	11,068	11,023	△45	99.6%	20.3%	11,190	0	△11,190	0.0%	0.0%

※実績値は介護保険事業状況報告（3月月報）の数値。

【現状と課題、今後の取組】

- 本市の総人口は、計画値を上回る早さで減少しているが、第1号被保険者数・高齢化率はともに計画値を上回って増加しており、中でも前期高齢者の増加割合が顕著となっている。
- 要支援認定者数は実績値ではほぼ横ばいであるが、要介護認定者数については増加している。そのため、本市においては要介護者に対するサービス量が増加してくると見込まれる。
- 要介護者に対するサービス量の需要の増加に伴い、今後、特に重度化防止に向けた取り組みが重要となってくる。

2.介護サービスの利用状況

(1) 介護サービスの利用者数及び利用回数・日数

サービス区分	単位	平成30年度				令和元年度				令和2年度				
		計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	
居宅サービス	訪問介護	回/月	19,014.7	19,170	156	100.8%	18,059.1	19,871	1,812	110.0%	17,781.5		△17,782	0.0%
		人/月	922	945	23	102.5%	863	963	100	111.5%	828		△828	0.0%
	訪問入浴介護	回/月	402.2	392	△10	97.4%	372.7	348	△24	93.5%	379.4		△379	0.0%
		人/月	76	75	△1	98.4%	68	70	2	103.2%	67		△67	0.0%
	訪問看護	回/月	4,418.2	4,437	18	100.4%	4,745.6	4,950	204	104.3%	5,199.3		△5,199	0.0%
		人/月	477	493	16	103.3%	510	544	34	106.7%	565		△565	0.0%
	訪問リハビリテーション	回/月	1,613.0	1,626	13	100.8%	2,065.6	1,957	△109	94.7%	2,679.0		△2,679	0.0%
		人/月	115	132	17	115.1%	130	153	23	117.6%	152		△152	0.0%
	居宅療養管理指導	人/月	787	676	△111	85.9%	866	714	△152	82.5%	980		△980	0.0%
	通所介護	回/月	28,164.5	26,927	△1,237	95.6%	28,221.1	29,626	1,405	105.0%	28,798.0		△28,798	0.0%
		人/月	2,230	2,175	△55	97.5%	2,219	2,221	2	100.1%	2,258		△2,258	0.0%
	通所リハビリテーション	回/月	6,461.0	5,641	△820	87.3%	6,402.9	5,235	△1,168	81.8%	6,598.4		△6,598	0.0%
		人/月	687	609	△78	88.6%	677	577	△100	85.2%	691		△691	0.0%
	短期入所生活介護	日/月	5,392.6	3,894	△1,499	72.2%	5,975.4	4,040	△1,935	67.6%	6,922.3		△6,922	0.0%
		人/月	457	381	△76	83.3%	495	398	△97	80.5%	554		△554	0.0%
	短期入所療養介護(老健)	日/月	819.3	553	△266	67.5%	782.1	445	△337	56.9%	851.9		△852	0.0%
		人/月	93	68	△25	73.1%	83	60	△23	71.8%	84		△84	0.0%
	短期入所療養介護(病院等)	日/月	13.6	22	9	163.0%	15.4	66	51	429.1%	17.2		△17	0.0%
		人/月	1	3	2	291.7%	1	9	8	900.0%	1		△1	0.0%
	福祉用具貸与	人/月	2,775	2,591	△184	93.4%	2,733	2,644	△89	96.7%	2,798		△2,798	0.0%
特定福祉用具販売	件/月	64	39	△26	60.2%	70	38	△32	54.5%	79		△79	0.0%	
住宅改修	件/月	31	34	3	108.9%	29	37	8	128.7%	30		△30	0.0%	
特定施設入居者生活介護	人/月	179	176	△4	98.0%	174	178	4	102.3%	168		△168	0.0%	
居宅介護支援	人/月	4,071	3,977	△94	97.7%	3,948	3,954	6	100.1%	3,938		△3,938	0.0%	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	44	19	△25	44.1%	48	20	△28	40.8%	56		△56	0.0%
	認知症対応型通所介護	回/月	1,757.8	1,663	△95	94.6%	1,601.0	1,728	127	107.9%	1,445.4		△1,445	0.0%
		人/月	157	130	△27	82.9%	157	139	△18	88.6%	161		△161	0.0%
	小規模多機能型居宅介護	人/月	666	562	△104	84.4%	721	570	△151	79.0%	799		△799	0.0%
	認知症対応型共同生活介護	人/月	234	243	9	103.7%	270	248	△22	91.9%	270		△270	0.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	79	75	△4	95.4%	166	77	△89	46.3%	166		△166	0.0%
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人/月	10	12	2	117.5%	10	10	0	101.7%	10		△10	0.0%
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	29	0	△29	0.0%	29	0	△29	0.0%	29		△29	0.0%
地域密着型通所介護	回/月	7,724.9	7,018.6	△706	90.9%	8,137.9	6,833.9	△1,304	84.0%	9,003.8		△9,004	0.0%	
	人/月	566	601	35	106.2%	542	563	21	103.9%	536		△536	0.0%	
施設サービス	介護老人福祉施設	人/月	992	984	△8	99.2%	992	984	△8	99.2%	992		△992	0.0%
	介護老人保健施設	人/月	735	737	2	100.2%	735	680	△55	92.6%	735		△735	0.0%
	介護療養型医療施設	人/月	143	138	△5	96.3%	143	38	△105	26.7%	143		△143	0.0%
	介護医療院	人/月	0	16	16	---	0	152	152	---	0		0	---

(2) 介護予防サービスの利用者数及び利用回数・日数

サービス区分	単位	平成30年度				令和元年度				令和2年度				
		計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	回/月	0	5	5	---	0	3	3	---	0		0	---
		人/月	0	1	1	---	0	1	1	---	0		0	---
	介護予防訪問看護	回/月	692	788	96	113.8%	787	986	199	125.3%	834		△834	0.0%
		人/月	103	96	△7	93.2%	126	116	△10	91.9%	148		△148	0.0%
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	250	478	229	191.6%	261	672	412	258.0%	320		△320	0.0%
		人/月	24	47	23	196.5%	24	57	33	235.4%	28		△28	0.0%
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	75	57	△18	75.6%	86	59	△27	68.3%	97		△97	0.0%
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	260	276	16	106.2%	248	264	16	106.5%	238		△238	0.0%
	介護予防短期入所生活介護	日/月	153	81	△72	52.7%	192	85	△106	44.6%	253		△253	0.0%
		人/月	22	15	△7	67.4%	26	15	△11	59.0%	32		△32	0.0%
	介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	0	13	13	---	0	8	8	---	0		0	---
		人/月	0	3	3	---	0	2	2	---	0		0	---
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	---	0	0	0	---	0		0	---
		人/月	0	0	0	---	0	0	0	---	0		0	---
介護予防福祉用具貸与	人/月	828	807	△21	97.5%	863	850	△13	98.4%	897		△897	0.0%	
特定介護予防福祉用具販売	件/月	20	22	2	110.8%	20	20	0	100.8%	22		△22	0.0%	
住宅改修	件/月	14	25	11	181.5%	5	28	23	558.3%	1		△1	0.0%	
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	31	32	1	101.9%	36	27	△9	74.3%	42		△42	0.0%	
介護予防支援	件/月	857	1,027	170	119.8%	800	1,065	265	133.1%	743		△743	0.0%	
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	42	29	△13	69.2%	34	25	△8	75.4%	50		△50	0.0%
		人/月	5	5	△0	93.3%	4	4	0	110.4%	5		△5	0.0%
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	67	61	△6	90.5%	71	66	△5	93.3%	75		△75	0.0%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	1	1	△1	50.0%	1	1	△0	75.0%	1		△1	0.0%

【現状と課題、今後の取組】

- 全体的に通所介護・訪問系サービスの実績値が前年度より大きく増加している。認定者数の増加数を考慮しても、一人あたりの通所系サービス・訪問系サービスの利用回数が増えていると推測される。
- 訪問系サービスが計画値を上回っているのは、居宅で日常生活や療養上の世話を受ける人が見込みよりも多くなっているものと思われる。また、短期入所サービスや小規模多機能型居宅介護、施設サービスを定員等の関係で利用できず、訪問系サービス・通所介護を使わざるを得ない人がいる可能性も考えられる。
- 介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの実績値が計画値を上回っているのは、軽度者の症状改善や重度化防止に向けた適切なサービスを居宅サービス計画に取り込むことができていると考えられる。

[上記から想定される要因]

- ①住民の趣向の変化
- ②施設入所待機状態となっている人の増加
- ③高齢者住宅併設の訪問系サービスの過剰な利用
- 上記②の場合、施設入所申込状況調査等により必要なサービスの整備を検討する必要がある。また、介護士等職員不足の問題により定員の増加が図れない可能性も考えられるため、介護職員等の雇用についての支援策を検討する必要がある。
- ①や③の場合、必要な介護サービスの種類や量は適切なケアマネジメントに基づき決定されるべきものであるため、ケアプラン点検等介護給付適正化の取り組みを推進する。

○ 保険者機能強化推進交付金に係る評価指標シート集計表

※赤字：第8期計画に向け、重点的取り組み項目として検討

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築										
項目	①地域の特徴把握	②圏域ごと人口	③2025年推計	④2025年重点施策	⑤介護予防効果の反映	⑥地域医療構想	⑦実績のモニタリング	⑧未達成目標の改善	⑨給付適正化の方策策定	小計
H30	鳥取市 / 配点 【参考】鳥取県内市町村平均点	10 / 10 10.00	6 / 12 6.00	10 / 10 8.95	10 / 10 2.11	10 / 10 4.74	10 / 10 8.16	10 / 10 3.16	/	76 / 82 49.95
R01	鳥取市 【参考】鳥取県内市町村平均点	10 / 10 5.00	6 / 12 6.53	10 / 10 6.58	0 / 10 5.79	10 / 10 3.68	8 / 8 5.89	10 / 10 5.79		5 / 5 5.00

(R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし)
 新規ノ8期計画に向けた各種調査実施状況 (15)、有料・サ高住の情報収集・把握 (15)

II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進									
項目	(1) 地域密着型サービス	(2) 介護支援専門員・介護サービス事業所	(3) 地域包括支援センター	(4) 在宅医療・介護連携	(5) 認知症総合支援	(6) 介護予防/日常生活支援	(7) 生活支援体制の整備	(8) 要介護状態の維持・改善の状況等	小計
H30	鳥取市 / 配点	20 / 40 8.42	15 / 20 10.53	85 / 150 93.41	40 / 40 26.84	20 / 80 38.42	20 / 40 28.96	20 / 20 11.58	290 / 460 276.05
R01	鳥取市 【参考】鳥取県内市町村平均点	23 / 47 8.89	25 / 30 12.89	88 / 143 95.95	28 / 46 30.00	12 / 89 44.21	11 / 46 21.26	30 / 60 41.05	279 / 529 318.79

(R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし)

III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進									
項目	(1) 介護給付の適正化					小計	合計 (ア)	評価指標による交付金配分額 (イ)	
	①介護給付の適正化事業	②ケアプラン点検の実施状況	③医療情報との突合・縦断点検	④福祉用具利用に係るリハ職の関与	⑤住宅改修利用に係るリハ職の関与				
H30	鳥取市 / 配点	10 / 10 7.89	10 / 10 2.89	10 / 10 8.95	0 / 10 2.11	0 / 10 2.63	406 / 612	鳥取市配分額 (千円)	鳥取県内市町村平均配分額 (千円)
R01	鳥取市 【参考】鳥取県内市町村平均点	5 / 5 4.47	12 / 12 4.74	5 / 5 4.74	0 / 12 3.16	0 / 10 1.58	365 / 692	鳥取市配分額 (千円)	鳥取県内市町村平均配分額 (千円)

(R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし) (R2: 項目なし)

新規ノ有料等のサービス提供状況把握・指導 (10)、介護ワンストップサービス実施 (10)、実地指導実施率 (10)

〇令和元年度保険者機能強化推進交付金の評価指標が達成できていない主な項目

II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(3) 地域包括支援センター

【凡例】 達成の目途
 ◎・・・現状で達成している
 ○・・・翌年度に達成可能
 △・・・今後数年の間に達成の可能性あり
 ×・・・現時点で達成の目途なし

指 標		達成状況	達成時の配点
＜地域包括支援センターの体制に関するもの＞			
①	地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づき3職種の配置を義務付けているか。 ※直営包括においては、条例・規則に明記していることが要件となる。	×→△	8 点
②	地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下	×→△	10 点
⑤	毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善しているか。 【アカイのいずれかに該当する場合】	×→△	10 点
＜ケアマネジメント支援に関するもの＞			
⑧	管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、件数を把握しているか。 【ア又はイのいずれかを選択】	×→△	10 点
＜地域ケア会議に関するもの＞			
⑨	地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。 【ア又はイのいずれかを選択】 ※「地域ケア会議が発揮すべき機能」としては、 ①個別課題の解決 ②地域包括支援ネットワークの構築 ③地域課題の発見 ④地域づくり・資源開発 ⑤政策の形成 の5つの機能を評価の対象とする。	×→△	10 点
⑩	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。（個別ケースの検討件数/受給者数） ア 個別ケースの検討件数/受給者数 ○件以上（全保険者の上位3割） イ 個別ケースの検討件数/受給者数 ○件以上（全保険者の上位5割） 【ア又はイのいずれかに該当すれば加算】 ※基準件数は厚労省で集計し計算	◎	5 点
⑪	地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下	×→△	12 点

⑭	地域ケア会議において、複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。 【A又はイのいずれかを選択】	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している イ 複数の個別事例から地域課題を明らかにしているが、解決するための政策を市町村に提言してはいない	X→△ X→△	10点 5点
---	--	---	------------	-----------

(5) 認知症総合支援

指標		達成状況	達成時の配点	
③	地区医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医と認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げるための体制を構築しているか。 【複数選択可】	ア もの忘れ相談会などの実施によりスクリーニングを行っている イ (ア) 及び (イ) 両方の取組を行っている (ア) 関係者間の連携ルールを策定し、活用している (情報連携ツールや認知症ケアパスの使用ルールの共有等) (イ) 認知症に対応できるかかりつけ医や認知症疾患医療センターを把握しリストを公表している	X ア) X→△ イ) X→○	6点 6点
④	認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成など認知症支援に関する介護保険外サービスとしてア～エの整備を行っているか。 【複数選択可】	ア 認知症の人の見守りネットワークなどの体制の構築 イ 認知症サポーター養成講座の受講者のうち希望者のうち具体的な活動に繋げる仕組みの構築 ウ 認知症カフェの設置、運営の推進 エ 本人ミーティングや家族介護者教室の開催	X→△ X→△ ◎ ◎	3点 3点 3点 3点

(6) 介護予防/日常生活支援

指標		達成状況	達成時の配点
①	介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか。	X→△	6点
②	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス (基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施された旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。) 及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立て、その見込み量の確保に向けた具体策を記載した上で、計画1年目のサービス量を確認しているか。	X→△	12点
③	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	X	12点
④	高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。	X	12点
⑤	介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の参加者数ほどの程度か (【通いの場への参加率=通いの場の参加者実人数/高齢者人口】等) ア 通いの場への参加率が○% (上位3割) イ 通いの場への参加率が○% (上位5割)	X→△	15点
⑥	【A又はイのいずれかに該当すれば加点点】 ※厚生労働省で集計し、計算 地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、総合事業を含む多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	X→△	10点
⑧	住民の介護予防活動への積極的な参加を促進する取組を推進しているか (単なる周知広報を除く。)	X	10点

(7) 生活支援体制の整備

指 標		達成状況	達成時の配点			
①	生活支援コーディネーターに対して市町村としての支援を行っているか。 【複数選択可】	ア 生活支援コーディネーターからの相談の受付	×→○	1点		
		イ 市町村で把握している地域のニーズや情報等に関する情報の提供	◎	1点		
		ウ 他市町村におけるコーディネーターの活動情報や先進事例の提供	◎	1点		
		エ 地域の関係者への説明（同行等の支援を含む）	◎	1点		
		オ 地域ケア会議への参加の支援	◎	1点		
		カ 活動方針・内容の提示	×→○	1点		
		キ 生活支援コーディネーターの活動計画の点検	×→○	1点		
		ク 生活支援コーディネーターの活動の評価	◎	1点		
		ケ 市町村や都道府県等が開催する研修・情報交換会への参加の支援	◎	1点		
		コ その他	◎	1点		
		ア 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起	◎	2点		
		イ 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ	◎	2点		
②	生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等）を行っているか。 【複数選択可】	ウ 関係者のネットワーク化	×→△	2点		
		エ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一	×→△	2点		
		オ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発	×→△	4点		
		ア 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進（実態調査の実施や地域資源マップの作成等）	◎	4点		
		イ 企画、立案、方針策定（生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。）	×	5点		
		ウ 地域づくりにおける意識の統一	×	3点		
		③	協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握等）を行っているか。 【複数選択可】	ア 生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発（既存の活動やサービスの強化を含む。）が行われているか。	×	12点
				指 標		
④	必要ない介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。	ア 研修を実施しているか	×	12点		
		イ 研修終了者に対するマッチングを行っているか	×	6点		

Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(2) 介護人材の確保

指 標		達成状況	達成時の配点	
①	必要ない介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。	ア 研修を実施しているか	×	12点
		イ 研修終了者に対するマッチングを行っているか	×	6点
②	介護人材の確保及び質の向上に関し、「介護に関する入門的研修」の実施状況はどのようになっているか。 【複数選択可】	ア 研修を実施しているか	×	6点
		イ 研修終了者に対するマッチングを行っているか	×	6点

第8期計画	第7期計画
<p>第1章 総論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の背景と目的 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 計画の策定体制と進行管理 5 多様な意見の反映 <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康と暮らしの調査 (2) 在宅介護実態調査 (3) 市民政策コメント 6 介護保険制度の主な改正内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 包括的な支援体制構築の支援 (2) 地域特性に応じた体制整備の推進 (3) 介護人材確保及び業務効率化の取組強化 <p>第2章 鳥取市の介護保険事業の現状</p> <p>第1節 高齢者（被保険者）の現状と今後の見込み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者数の推移 2 要介護（要支援）認定者の推移 3 要介護等認定者に占める認知機能が低下した人の推移 <p>第2節 保険給付の実績把握と分析</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス等の利用状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護サービス種別の利用者数等 (2) 介護予防サービス種別の利用者数等 2 保険給付の状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護サービス費種別の保険給付費 (2) 介護予防サービス費の保険給付費 (3) その他のサービス費 <p>第3節 日常生活圏域とその状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活圏域 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日常生活圏域とは (2) 本市の日常生活圏域の概要 2 鳥取市日常生活圏域一覧 3 日常生活圏域ごとの基礎情報 <p>第4節 各施設の設置状況</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス (2) <u>有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅</u> 	<p>第1章 総論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の背景と目的 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 計画の策定体制と進行管理 5 多様な意見の反映 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・日常生活支援ニーズ調査 (2) 在宅介護実態調査 (3) 市民政策コメント 6 介護保険制度の主な改正内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進 (2) 介護保険制度の持続可能性の確保 <p>第2章 鳥取市の介護保険事業の現状</p> <p>第1節 高齢者（被保険者）の現状と今後の見込み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者数の推移 2 要介護（要支援）認定者の推移 3 要介護等認定者に占める認知機能が低下した人の推移 <p>第2節 保険給付の実績把握と分析</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス等の利用状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護サービス種別の利用者数等 (2) 介護予防サービス種別の利用者数等 2 保険給付の状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護サービス費種別の保険給付費 (2) 介護予防サービス費の保険給付費 (3) その他のサービス費 <p>第3節 日常生活圏域とその状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活圏域 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日常生活圏域とは (2) 本市の日常生活圏域の概要 2 鳥取市日常生活圏域一覧
<p>第3章 基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第7期計画の振り返り及び第8期計画に向けた課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第7期計画の基本理念・基本目標と主な施策 (2) 第8期計画の振り返りと課題 2 第8期計画の基本理念・基本目標・施策目標 	<p>第3章 基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第6期計画の振り返り及び第7期計画に向けた課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第6期計画の基本理念・基本目標と主な施策 (2) 第6期計画の振り返りと課題 2 第7期計画の基本理念・基本目標・施策目標

<p>第4章 施策の展開</p> <p>1 健康でいきいきとした生活の実現</p> <p>(1) 健康づくり・介護予防の推進 <<重点施策>></p> <p>(2) 社会参加の推進 <<重点施策>></p> <p>2 超高齢社会に向けたまちづくりの推進</p> <p>(1) 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>(2) 包括的支援体制の構築 <<重点施策>></p> <p>(4) 認知症施策の推進 <<重点施策>></p> <p>(5) 生活支援サービスの提供体制の構築 <<重点施策>></p> <p>(6) 高齢者福祉サービスの提供</p> <p>(7) 権利擁護の推進 <<重点施策>></p> <p>(8) 状況に応じた施設・住まいの確保</p> <p>3 持続可能な介護保険サービスの基盤づくり</p> <p>(1) 介護サービスの充実</p> <p>(2) 介護保険事業の適正な運営の推進</p> <p>【新規】(3) 介護人材の確保・育成 <<重点施策>></p> <p>【新規】(4) 災害・感染症サービス継続体制</p> <p>第5章 介護サービス等の見込み</p> <p>第1節 介護保険サービスの見込み</p> <p>1 介護サービス等の利用者数見込み</p> <p>(1) 介護サービスの利用者数等</p> <p>(2) 介護予防サービスの利用者数等</p> <p>2 日常生活圏域ごとの地域密着型サービス必要利用定員総数</p> <p>第2節 地域支援事業の見込み</p> <p>第3節 保険給付費等の費用と負担</p> <p>1 保険給付費等の見込み方</p> <p>2 保険給付費等の推計</p> <p>(1) 介護サービス費</p> <p>(2) 介護予防サービス費</p> <p>(3) その他のサービス費</p> <p>(4) 地域支援事業費</p> <p>3 介護保険料</p> <p>(1) 介護保険事業の財源の仕組み</p> <p>(2) 第1号被保険者の保険料</p> <p>第4節 保険料と利用料の負担軽減</p> <p>1 介護保険料の減免・軽減</p> <p>(1) 減免制度</p> <p>(2) 軽減制度</p> <p>2 利用者の負担軽減</p> <p>(1) 高額介護（介護予防）サービス費</p> <p>(2) 高額医療・高額介護（介護予防）合算サービス費</p> <p>(3) 特定入所者介護（介護予防）サービス</p> <p>(4) 社会福祉法人による軽減措置への助成</p> <p>資料</p> <p>資料1 市民政策コメントの実施結果について</p> <p>資料2 介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会の開催について</p> <p>資料3 社会福祉審議会の開催について</p>	<p>第4章 施策の展開</p> <p>1 健康でいきいきとした生活の実現</p> <p>(1) 健康づくりの推進</p> <p>(2) 介護予防の推進</p> <p>(3) 地域での活躍・貢献機会の充実</p> <p>2 安心して暮らし続けるための環境づくり</p> <p>(1) 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>(2) 包括的な支援体制の構築</p> <p>(3) 介護サービスの充実</p> <p>(4) 介護保険事業の適正な運営</p> <p>(4) 認知症施策の推進</p> <p>(5) 生活支援サービスの充実</p> <p>(6) 権利擁護の推進</p> <p>3 安定した暮らしの場の確保</p> <p>(1) 状況に応じた施設・住まいの確保</p> <p>(2) 高齢者施設や住まいに関する相談体制の充実</p> <p>第5章 介護サービス等の見込み</p> <p>第1節 介護保険サービスの見込み</p> <p>1 介護サービス等の利用者数見込み</p> <p>(1) 介護サービスの利用者数等</p> <p>(2) 介護予防サービスの利用者数等</p> <p>2 日常生活圏域ごとの地域密着型サービス必要利用定員総数</p> <p>第2節 地域支援事業の見込み</p> <p>第3節 保険給付費等の費用と負担</p> <p>1 保険給付費等の見込み方</p> <p>2 保険給付費等の推計</p> <p>(1) 介護サービス費</p> <p>(2) 介護予防サービス費</p> <p>(3) その他のサービス費</p> <p>(4) 地域支援事業費</p> <p>3 介護保険料</p> <p>(1) 介護保険事業の財源の仕組み</p> <p>(2) 第1号被保険者の保険料</p> <p>第4節 保険料と利用料の負担軽減</p> <p>1 介護保険料の減免・軽減</p> <p>(1) 減免制度</p> <p>(2) 軽減制度</p> <p>2 利用者の負担軽減</p> <p>(1) 高額介護（介護予防）サービス費</p> <p>(2) 高額医療・高額介護（介護予防）合算サービス費</p> <p>(3) 特定入所者介護（介護予防）サービス</p> <p>(4) 社会福祉法人による軽減措置への助成</p> <p>資料</p> <p>資料1 市民政策コメントの実施結果について</p> <p>資料2 介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会の開催について</p> <p>資料3 社会福祉審議会の開催について</p>
--	---

は、国の指針で示された項目。

成年後見制度利用促進基本計画の策定について

1. 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害などの理由により、判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度です。

本市は、今後高齢者人口が増加していき、認知症高齢者の増加のほか、独居高齢者や虐待を受ける高齢者も増加することが予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。これら支援が必要な高齢者及び障がい者などが、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らし続けられるよう、成年後見制度に対する取り組みを継続的・体系的また、計画的に実施していくため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下、「促進法」という。）第14条第1項に基づき、成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定するものです。

(2) 本市における基本計画の位置づけ

基本計画は既存の法定計画等と一体的に作成することも可能であると国から示されており、本市では、介護保険事業計画・高齢者福祉計画と一体的に策定します。また、障がい福祉計画にも同様に位置づけ、一体的に策定することとします。

成年後見制度をはじめとした、権利擁護機能の強化は、介護保険事業計画の上位計画である地域福祉計画にも位置づけられており、今後も総合計画をはじめ各計画間での連動を図りながら改定を行う予定とします。

（各計画の計画期間）

年度	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2021)	R05 (2022)	R06 (2023)	R07 (2024)
計画名	第10次基本計画（H28～）			第11次基本計画				
	第2次地域福祉計画						第3次	
	第7期介護保険事業計画			第8期		第9期		
	第5期障がい福祉計画			第6期		第7期		

2. 基本計画の概要について

基本計画策定にあたっては、国基本計画において、基本計画に盛り込むことが望ましい内容が示されており、これらを勘案し策定することとし、以下の内容等を介護保険事業計画・高齢者福祉計画に盛り込む予定とします。

- (1) 制度の背景及び現状
- (2) 目指す方向性、目標
- (3) 具体的な施策等の方針、目標
 - ① 地域連携ネットワーク・中核機関
 - ② 中核機関4つの機能（広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援機能）
- (4) 高齢者虐待の防止及び早期発見

1. 市町村計画策定の趣旨

(1) 計画策定の法的根拠

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

成年後見制度利用促進法 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

さらに国基本計画 p.20～21 において、市町村計画に盛り込むことが望ましい内容が以下のよう示されています。

国基本計画 p.20～21 抜粋

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

○促進法第23条第1項（現在は第14条第1項）において、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。

○市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。

- ・上記(2)①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
- ・上記(2)②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
- ・上記(2)④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
- ・既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
- ・成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

※上記(2)①～⑥については、国基本計画 p.9～18 参照

(2) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

国基本計画の「盛り込むことが望ましい内容」を要約すると、次のようにまとめることができます。

市町村計画を定めるに当たって具体的に盛り込むことが望ましい内容

- ▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ▶ 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- ▶ 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- ▶ 「チーム」「協議会」の具体化の方針

※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする
- ▶ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方



ポイント！市町村計画に盛り込むことが望ましい内容の関係性

目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること



目標

必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築

ネットワークの役割

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築



具体的な施策等の方針

- ✓ 中核機関の整備・運営の方針
- ✓ 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備
 - ・広報機能
 - ・相談機能
 - ・成年後見制度利用促進機能
 - ・後見人支援機能
- ✓ チーム・協議会の具体化の方針
- ✓ 助成制度のあり方

地域包括支援センターの再編及び拡充について

1 概要

本市は、より地域に密着した地域包括支援センターを目指して、**地域包括支援センターの担当区域や運営形態の見直しによる再編・拡充**を進めています。

再編・拡充（構想）

基幹型センター（市直営）1ヶ所

市の専門職を集中配置し全市域を担当する。

委託型の地域包括支援センターの後方支援や司令塔の役割を担う。

地域密着型センター（社会福祉法人等に委託）10ヶ所程度

地域の実情と高齢者人口6千人を目安（国基準）に再編し、地域密着型の取組みの充実を図る。

社会福祉法人等に委託して（現在の4ヶ所➡）10ヶ所程度まで増設する。

2 令和2年度に実施する再編・拡充について

- 令和2年度は、鳥取中央地域包括支援センターの担当区域の一部を分割・再編し、
①「北・中ノ郷中学校区」、②「東中学校区」、③「西中学校区」、
 に新たに委託型センターを設置し、また
④鳥取西地域包括支援センター（気高・鹿野・青谷地域）
 も委託型センターとします。このため、昨年度より公募等手続きを進めてきました。

<これまでの経過と今後の予定>

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和元年 | 9月 | ・選考委員会開催（公募要項、審査基準を審議） |
| | 10月 | ・公募実施（10月25日～11月26日） |
| 令和2年 | 1月 | ・選考委員会開催（審査、委託候補者決定）
・委託候補者は職員採用等の受託準備開始 |
| 令和2年 | 4月 | ・鳥取東健康福祉センターを中央地域包括支援センターへ統合
・委託事業者の出向職員受入（業務指導、引継ぎ） |
| | 9月 | ・運営委託実施～開設準備 |
| | 10月 | ・委託包括開設（10月1日付）
・河原・用瀬・佐治地域包括の名称を
「鳥取南地域包括支援センター」から
「鳥取南部地域包括支援センター」へ変更 |

3 令和2年度に新設及び変更する地域包括支援センターについて

委託・新設（北・中ノ郷中学校区）

名称	鳥取北地域包括支援センター
設置場所	鳥取市秋里1181（鳥取北デイサービスセンター内）
受託事業者	社会福祉法人 こうほうえん
	※既存の中央地域包括支援センターから分離し、委託型センターとして新設する

委託・新設（東中学校区）

名称	鳥取東地域包括支援センター
設置場所	鳥取市滝山374-1（鳥取東デイサービスセンター内）
受託事業者	社会福祉法人 鳥取福祉会
	※既存の中央地域包括支援センターから分離し、委託型センターとして新設する

委託・新設（西中学校区）

名称	鳥取西地域包括支援センター
設置場所	鳥取市西品治280-1（鳥取西デイサービスセンター内）
受託事業者	社会福祉法人 あすなろ会
	※既存の中央地域包括支援センターから分離し、委託型センターとして新設する

委託・変更（気高・鹿野・青谷地域）

名称	鳥取市西部地域包括支援センター
設置場所	鳥取市気高町浜村8-8（気高町総合福祉センター内）
受託事業者	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会
	※既存の鳥取西地域包括支援センター、事務所移転の上、委託型センターへ移行する

名称のみ変更（河原・用瀬・佐治地域）

名称	（旧）鳥取南地域包括支援センター →（新）鳥取市南部地域包括支援センター
設置場所	鳥取市用瀬町別府96-2（用瀬地区保健センター内）
受託事業者	令和元年6月よりモデル事業として委託開始 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会
	※名称変更のみ

4 令和3年度の再編・拡充方針について

- 鳥取中央地域包括支援センターの担当区域を分割・再編し、
①「南中学校区」、②「桜ヶ丘中学校区」、③「国府・福部中学校区」、
④「江山・高草・湖南中学校区」、⑤「湖東中学校区」
に新たに委託型センターを設置するため、令和2年度中に運営事業者を選定します。
- **運営事業者は公募**を行い、外部の有識者等による選考委員会を設置して、公正・中立に選定します。
- 委託型センターには、令和2年度に新設する地域包括支援センター同様、相談支援等を行う包括的支援事業の担当職員（3名程度）とプランナー（必要数）に加え、対応可能な法人については、担当地区の認知症支援に取り組む**「認知症地域支援推進員」1名の配置を推進**します。
- 鳥取中央包括支援センターは、担当圏域を持たない直営基幹型地域包括支援センターとして、市において対応すべき業務（統括機能・虐待等困難事例対応・ネットワーク形成等）を担う予定としています。

<今後の予定>

- | | |
|----------|---|
| 令和2年 10月 | ・選考委員会開催（公募要項、審査基準を審議） |
| 11月 | ・公募実施 |
| 令和3年 2月 | ・選考委員会開催（審査、委託候補者決定）
・委託候補者は職員採用等の受託準備開始 |
| 令和3年 4月 | ・委託事業者の出向職員受入（業務指導、引継ぎ開始） |
| 10月以降 | ・運営委託開始（令和3年度中） |

地域包括支援センター担当区域の状況

【H31年4月1日時点】（市直営方式）

No	地域包括支援センター名	場所	担当中学校区	人口	
				(R2,3,31現在)	うち高齢者数
1	鳥取中央	駅南庁舎 (※1)	南	26,644	6,570
			西	12,849	4,185
			北	16,823	4,395
			中ノ郷	11,967	2,631
			福部	2,873	955
			小計	71,156	18,736
2	鳥取東 (※2)	国府支所	東	16,373	5,140
			桜ヶ丘	18,985	4,889
			国府	6,834	2,021
小計	42,192	12,050			
3	鳥取こやま	学習・交流センター	江山	3,392	1,293
			高草	13,068	3,864
			湖東	24,569	6,174
			湖南	1,986	850
小計	43,015	12,181			
4	鳥取南	用瀬地区保健センター	河原	6,624	2,500
			用瀬	3,399	1,358
			佐治	1,787	894
			小計	11,810	4,752
5	鳥取西	気高地区保健センター	気高	8,462	2,893
			鹿野	3,605	1,341
			青谷	5,718	2,454
			小計	17,785	6,688
合計				185,958	54,407

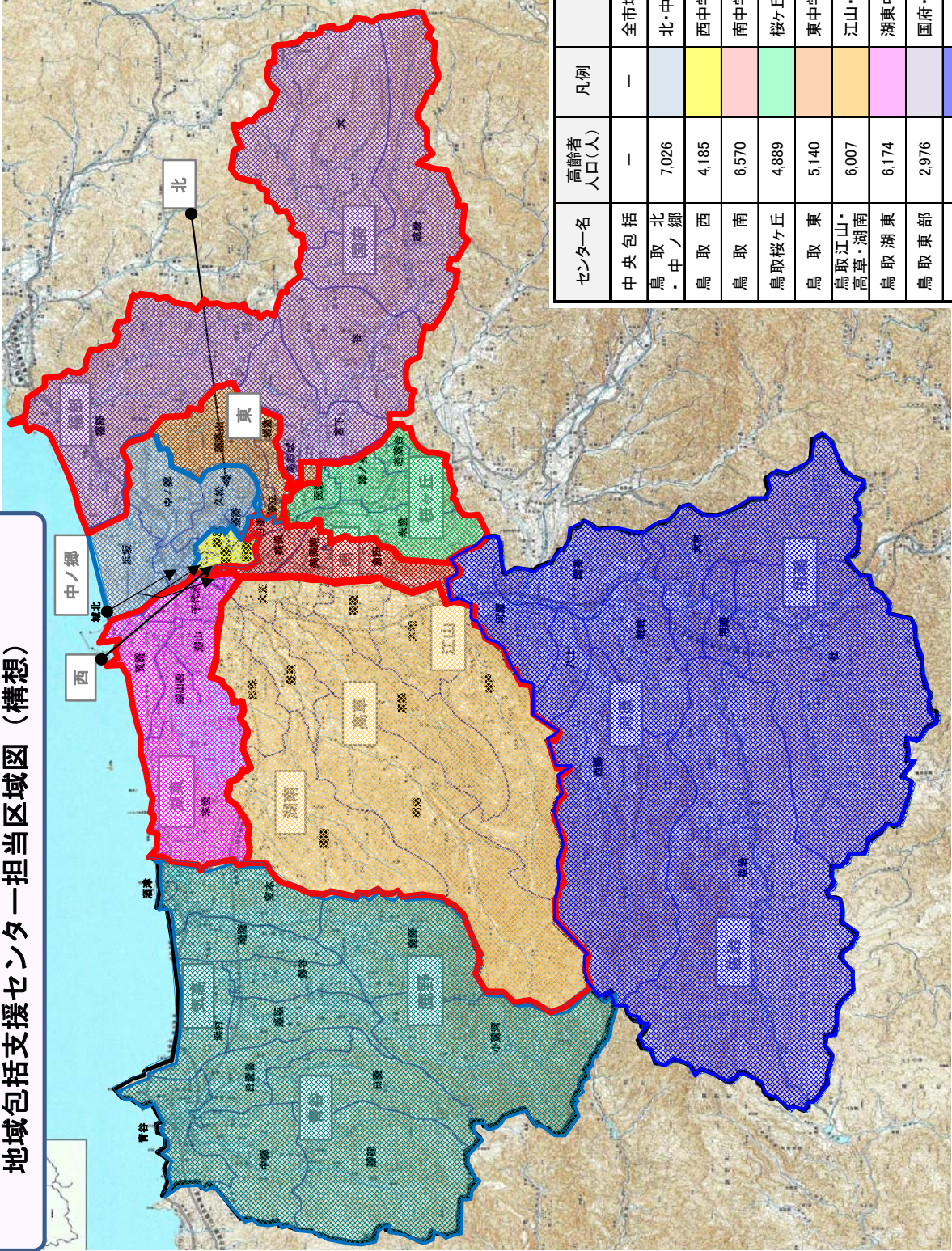
※1令和2年10月、鳥取中央は駅南庁舎から現在の市役所本庁舎へ設置場所を変更した
 ※2令和2年4月1日、鳥取東は鳥取中央に統合した

【担当区域を分割・再編（構想）】

No	地域包括支援センター名 (公募予定のみ仮称)	担当中学校区	地区公民館区域	人口		受託法人 (開設期間)
				(R2,3,31現在)	うち高齢者数	
◎	鳥取中央	全域		—	—	
1	鳥取北	北	久松、遷臺、城北	16,823	4,395	社会福祉法人 こうほうえん (R2.10~)
		中ノ郷		11,967	2,631	
		小計		28,790	7,026	
2	鳥取西	西	静風、富桑、明徳	12,849	4,185	社会福祉法人 あすなろ会 (R2.10~)
		小計		12,849	4,185	
3	鳥取南	南	日進、美保、美保南、倉田	26,644	6,570	公募予定
4	鳥取桜ヶ丘	桜ヶ丘	米里、面影、津ノ井、若葉台	18,985	4,889	公募予定
		小計		18,985	4,889	
5	鳥取東	東	修立、岩倉、稲葉山	16,373	5,140	社会福祉法人 鳥取福祉会 (R2.10~)
		小計		16,373	5,140	
6	鳥取東部	国府	大茅、成器、谷、宮下、あおば	6,834	2,021	公募予定
		福部	福部	2,873	955	
		小計		9,707	2,976	
7	鳥取江山・高草・湖南	江山	美穂、大和、神戸	3,392	1,293	公募予定
		高草	大正、東郷、松保、豊美、明治	13,068	3,864	
		湖南	湖南	1,986	850	
		小計		18,446	6,007	
8	鳥取湖東	湖東	千代水、湖山、湖山西、賀藤、末垣	24,569	6,174	公募予定
		小計		24,569	6,174	
9	鳥取市南部	河原	河原、国英、八上、散岐、西郷	6,624	2,500	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 (R1.6~)
		用瀬	用瀬、大村、社	3,399	1,358	
		佐治	佐治	1,787	894	
		小計		11,810	4,752	
10	鳥取市西部	気高	浜村、逢坂、瑞穂、酒津、宝木	8,462	2,893	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 (R2.10~)
		鹿野	鹿野、勝谷、小籠川	3,605	1,341	
		青谷	日置、日置谷、勝部、中郷、青谷	5,718	2,454	
		小計		17,785	6,688	
合計				185,958	54,407	

※本資料に掲載の人口及び高齢者数は、処理日時点で鳥取市介護保険システムに反映された住民移動情報によるものであり、公表された人口統計情報とは異なる。

地域包括支援センター担当区域図（構想）



センター名	高齢者人口(人)	凡例	担当区域
中央包括	—	—	全市域
鳥取北 ・中ノ郷	7,026		北・中ノ郷中学校区
鳥取西	4,185		西中学校区
鳥取南	6,570		南中学校区
鳥取桜ヶ丘	4,889		桜ヶ丘中学校区
鳥取東	5,140		東中学校区
鳥取江山・ 高草・湖南	6,007		江山・高草中学校区、湖南学園校区
鳥取湖東	6,174		湖東中学校区
鳥取東部	2,976		国府・福部地域
鳥取南部	4,752		河原・用瀬・佐治地域
鳥取西部	6,688		気高・鹿野・青谷地域

…… 令和3年度公算予定区域
 …… 運営委託決定区域

令和 2 年度鳥取市地域包括支援センター運営方針（案）

令和 2 年 8 月 日

1 運営方針策定の趣旨

この運営方針は、鳥取市が設置する全ての地域包括支援センターが、それぞれの役割を理解しながら一体的な運営を行い、業務の円滑で効率的・効果的な実施に資することを目的として策定する。

2 地域包括支援センターの意義及び目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、心身の健康の保持、生活の安定のために、介護予防の視点をもって、保健・医療・福祉等の制度やインフォーマルな支援を行う地域包括ケアの拠点となることを目指す。

3 運営上の基本理念

(1) 地域包括ケアの推進

地域包括支援センターは地域の特性や実情を踏まえ、地域住民が抱える課題を把握し、保健・医療・福祉・介護サービスのみならず、近隣住民の助け合い等地域力を含めたあらゆる社会資源と連携を図り、地域包括ケア推進のため、その中核機関としての役割が果たせるよう積極的に取り組む。

(2) 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職がそれぞれの専門知識や技術を生かし、地域の住民、関係団体等と情報共有し、連携・協働しながら積極的に問題解決に取り組む。

(3) 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(4) 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供を支える中核的な機関であるため、担当圏域内の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

4 運営方法

- (1) 地域包括支援センターは、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日厚生労働省老健局通知老発第609001号）、地域包括支援センター業務マニュアル（一般社団法人長寿社会開発センター発行）、及び鳥取市と締結する鳥取市地域包括支援センター業務委託契約書に基づき、それぞれ担当すべき圏域の包括的支援事業、第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を行う。
- (2) 地域包括支援センターは、鳥取市介護保険等推進委員会において検証を受け、地域包括支援センターの運営理念に沿った包括的支援事業の実施を行い、より適正な運営に努める。

5 業務の基本方針

(1) 基本事項

地域包括支援センターは、地域の実情に応じ、事業ごとの重点課題・重点目標を設定し、それを評価することにより、特色ある事業運営に努める。

① 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は地域に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう支援することを念頭に置き、最善の利益を図るための業務遂行に努める。

② 地域や他職種との連携

鳥取市民生児童委員、居宅介護支援事業所、地域支え合い推進員及び地域住民と連携を深め、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。

③ 個人情報の保護

地域包括支援センターは高齢者を中心として多種多様な個人情報を扱うため、その情報管理は徹底するとともに、守秘義務を遵守する。

④ 苦情対応

地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し、改善に向けた取組みを検討するとともに、必要に応じて速やかに市に報告し協力して解決する。

⑤ 広報活動

地域包括支援センターの業務の周知・理解を得るため、リーフレットやインターネット等を利用し、地域住民や関係者へ積極的に広報する。

⑥ 自己評価

地域包括支援センター及び地域包括支援センター職員が自らの取り組みを振り返り、評価することにより、地域包括支援センターの安定的・継続的な運営を行うことに努める。

(2) 総合相談支援業務

① 実態把握

地域の高齢者の心身状況や家庭環境についての実態把握を行うことで、地域の問題への早期発見、早期対応ができるよう取り組む。

② 総合相談業務

地域において安心できる中核的組織としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、さまざまな相談内容について総合的に相談できる体制をつくる。

また、緊急時に備え、夜間・早朝、平日以外にも連絡がとれる体制を確保する。

③ ネットワーク構築業務

ア. 社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談を効果的、効率的に行う。

イ. 地域のさまざまな関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要な高齢者に対して、各専門職によるチーム支援を行う。

ウ. 認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防というニーズにネットワークを有効に活用する。

エ. 支援が必要な高齢者には、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行う。

オ. 問題の検討や発生の防止を図るための場として、「地域包括ケア会議」を開催する。

(3) 権利擁護業務

① 基本姿勢

問題を抱え生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援を「一般社団法人 とっとり東部権利擁護支援センター」の専門職員や弁護士と連携して行う。

② 成年後見制度

ア. 認知症等により判断能力の低下がみられる高齢者には、適切な介護サービス

利用や金銭管理、法律行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

イ. 成年後見制度の円滑な利用にあたって相談に応じ、関係機関・団体等の紹介などを行う。

ウ. 親族がいない場合または、親族がいても後見申立てが困難な場合は、成年後見制度利用の市長申立てについて、市に要請を行う。

③ 虐待対応

高齢者虐待の相談、通告があった場合には、速やかに当該高齢者の状況を把握し、関係機関と連携を図り、適切な対応を行う。

④ 消費者被害対応

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援をする。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

ア. 地域における包括的、継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築するとともに、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

イ. 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外のさまざまな社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

② 介護支援専門員に対する支援

ア. 介護支援専門員の相談に、専門的見地から共に検討し、解決に向けての支援を行う。

イ. 介護支援専門員の抱える困難事例について、共に支援方針や具体的対応を検討する。

ウ. 介護支援専門員や介護保険事業者（訪問介護員、通所事業所等）の資質向上を図るため、情報交換会、事例検討会、研修会を実施する。また、主任介護支援専門員の会の事務局として、組織の育成や資質向上に向けた活動支援等を積極的に行う。

(5) 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、訪問型サービス及び通所型サービスのみを利用する要支援者及び事業対象者に対して、必要なケアマネジメントを実施する。

ただし、サービスありきではなく、要支援者及び事業対象者の「自立」や「予後予測」の視点をもってケアマネジメントを実施すること。

ケアマネジメントの実施にあたっては、その一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるが、委託先が特定の事業所に偏らないこととし、委託後も責任をもって関与する。

(6) 地域ケア会議の実施

① 自立支援型地域ケア会議

居宅サービス計画内容について、医療及び介護等の専門職が検討し、その質の向上を図り、自立支援及び重度化防に資することを検討する。

② 生活援助検討型地域ケア会議

居宅サービス計画の内容の妥当性について医療及び介護等の専門職並びに介護保険担当職員が検討する。

③ 支援困難ケース検討型地域ケア会議

支援対象被保険者のうち、一般的な支援方法では問題を解決することが困難なものの健康上及び生活上の問題について、医療、介護及び地域の福祉関係者等が問題の解決に資する支援の内容を検討する。

④ 地域ケア推進会議

①～③の地域ケア会議での検討を踏まえ、医療、介護及び福祉の職能団体の代表等が地域における自立した日常生活の支援のために必要な施策及び事業について検討する。

(7) 認知症施策

① 認知症初期集中支援事業

認知症初期集中支援チーム員が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、初期支援を包括的・集中的に行う。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

ア. 認知症地域支援推進員と連携し、認知症高齢者やその家族の総合窓口としての役割を果たす。

イ. 認知症カフェの開始など、認知症施策を立案し実行するため関係機関と調整・検討をする。

③ 認知症サポーター等養成事業

認知症サポーターや認知症キャラバンメイトの養成をすすめる、地域の認知症の理解をすすめる。

(8) 見守り体制の構築

高齢者に限らず、住み慣れた地域で安心した生活ができるまちづくりをめざ

し、地域で認知症やその家族を支える地域づくりをする。

(9) 介護予防事業

- ① 一般介護予防事業の「おたっしや教室」や「介護予防出前講座」等の事業を促進させ、高齢者がいつまでも自分らしく生活できる地域づくりを目指す。
- ② 一人暮らし高齢者や高齢者世帯の状況把握を行い、介護予防事業や地域活動への参加を促したり、必要なサービスにつなげたりすることにより、住み慣れた地域でその人らしく暮らせる生活を支援する。

(10) 在宅医療・介護連携推進業務

医療関係者や介護保険事業者との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制を目指す。

(11) 生活支援体制整備業務

地域支え合い推進員と協力し、高齢者のニーズを把握し、必要な生活支援サービスがスムーズに提供できるよう支援を行う。また、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを支援するために、地域における資源開発やネットワーク構築等の推進を図る。